

## 公職選挙法に係るコンプライアンス研修

日 時 令和5年7月24日(月)13:30～

場 所 航空会館7F大ホール

### 次 第

1 開会

2 挨拶 太田信介宮崎雅夫後援会会長

3 講義

講師 自由民主党本部選挙対策本部事務副部長 小林博次 様

講師 自由民主党本部選挙対策本部 志村貴洋 様

4 質疑応答

5 閉会

## 公職選挙法で禁止される主な選挙運動等

項 目	概 要	備 考
1 事前運動の禁止 (129条)	<p>○選挙運動は、各選挙につき、立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。</p> <p>※ 選挙運動の要件</p> <p>① 選挙の特定</p> <p>② 特定の候補者のためにするもの</p> <p>③ 当選を目的とするもの</p> <p>④ 投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為</p>	<p>* 以下のものは一般的には事前運動にならない。</p> <p>① 立候補準備行為(政党の公認を求める行為等)</p> <p>② 選挙運動の準備行為(選挙事務所の借入の内交渉等)</p> <p>③ 政治活動</p> <p>④ 地盤培養行為</p> <p>⑤ 後援会活動</p> <p>⑥ 社交的行為</p>
2 戸別訪問の禁止 (138条)	<p>○何人も、選挙に関し、投票を依頼したり又は投票を得させないように依頼する目的で、戸別訪問をすることができない。</p>	<p>○選挙運動のために行われる次の行為は、戸別訪問とみなされる。</p> <p>① 戸別に、演説会の開催又は演説を行うことについて告知をする行為</p> <p>② 戸別に、特定の候補者の氏名又は政党等の名称を言い歩く行為</p> <p>* 戸別訪問には、会社、工場等を訪問する場合も含まれる。</p>
3 署名運動の禁止 (138条の2)	<p>○何人も、選挙に関し、投票を依頼したり又は投票を得させないように依頼する目的で、選挙人に対し署名運動をすることができない。</p>	<p>* 投票を依頼する趣旨の署名を収集することはもちろん、投票依頼等のためにする限り、直接請求や特定の者の後援会加入等、その名目が何であるかを問わず禁止される。</p> <p>○直接請求のための署名の収集は、選挙が行われる前の一定の期間は行うことができない(地方自治法74条⑥等)。</p>
4 人気投票の公表の禁止 (138条の3)	<p>○何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。</p>	<p>* 調査員が被調査者に面接して調査する場合は人気投票に当たらない。</p>
5 飲食物の提供の禁止 (139条)	<p>○何人も、選挙運動に関し、いかなる名目である場合も、飲食物を提供することはできない。</p>	<p>○湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子は提供できる。</p> <p>○弁当については、選挙運動員等に一定の範囲内において提供することができる。</p> <p>* 候補者が選挙運動員等に、慰労する目的で飲食物を提供する場合や、第三者が候補者を激励するために、いわゆる陣中見舞いとして飲食物を届けることも禁止される。</p>
6 氣勢を張る行為の禁止 (140条)	<p>○何人も、選挙運動のため、自動車を連れね又は隊伍を組んで往来する等により、氣勢を張る行為をすることができない。</p>	
7 解散電報等の禁止 (142条⑬)	<p>○衆議院の解散に関し、政治家の氏名又は氏名類推事項を表示して、郵便等又は電報により、選挙人にあいさつする行為は、選挙運動用文書図画の頒布とみなされ禁止。</p>	

項 目	概 要	備 考
8 禁止を免れる行為の禁止 (146条)	○何人も、選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、選挙運動用文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として(つまり、選挙運動の目的で)候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、掲示することができない。	○選挙期間中、①候補者の氏名、②政党その他の政治団体の名称、③推薦届出者の氏名、④選挙運動員の氏名、⑤候補者と同一戸籍にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状等のあいさつ状を候補者の選挙区内に頒布し、又は掲示することは、選挙運動の目的の有無にかかわらず、禁止を免れる行為とみなされる(146条②)。 ※選挙運動期間外に同様の行為を行えば129条に違反する。
9 時候のあいさつ状の禁止 (147条の2)	○政治家は、当該選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状(電報その他これに類するものを含む。)を出してはならない。  ※新盆のあいさつ状は、含まれないと解される。	*印刷した時候のあいさつ状に政治家が住所と氏名を自書したものや、ワープロによるあいさつ状は、自筆によるものとは認められない。 *弔電及び祝電等は、本条で禁止されたあいさつ状等には含まれない。 *政策報告にあいさつ文が付随したものは、本条にいう時候のあいさつ状に含まれない。 *時候のあいさつ状については、日常の社会生活において通常行われている行為であり、かつ、あいさつ広告(152条)よりも売名性が低いことから、罰則は科せられない。
10 選挙運動放送の制限 (151条の5)	○何人も、公職選挙法に規定する場合を除くほか、放送設備を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送をさせることができない。	
11 挨拶を目的とする有料広告の禁止 (152条)	○政治家及び後援団体は、当該選挙区内にある者に対して、主として挨拶を目的とする広告を、有料で行うことができない。	*新聞・雑誌・ビラ・パンフレット・インターネットへの掲載、テレビ・ラジオ放送を含む。 *挨拶には「時候の挨拶(147条の2と同旨)」のほか、慶弔・激励・感謝・災害見舞い等を含む。 *政策広告は有料であっても禁止されない。 *政策広告に挨拶文が付随するものは本条に言う挨拶広告には含まれない。
12 選挙期日後の挨拶行為の制限 (178条)	○何人も、選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって下記①～⑦の行為をすることができない。 ① 選挙人に対して戸別訪問をすること。 ② 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか文書図画を頒布し又は掲示すること(「答礼のためにする信書」については、印刷されたものを出すことが可能)。 ③ 新聞紙又は雑誌を利用すること。 ④ 放送設備を利用して放送すること。 ⑤ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。 ⑥ 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。 ⑦ 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。	

# 政治活動・選挙運動の 展開について

令和5年7月24日(月) 13:30～  
全国土地改良政治連盟 研修会

自由民主党 選挙対策本部  
小林 博次・志村 貴洋

## 公職選挙法とは

昭和25年に従来の衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法、地方自治法のなかの  
選挙関係の規定を総合する形で制定され、275条と付則からなっている。

### 「選挙運動」とは≪3要件≫

- ①特定の選挙において、
  - ②特定の候補者等のために、当選を得しめるため投票を得若しくは得しめる目的をもって、
  - ③直接または間接に必要かつ有利な周旋、勧誘若しくは誘導その他諸般の行為をなすこと、
- の3要件を満たすものが「選挙運動」となる。  
(例)①参院選で、②宮崎雅夫候補を、  
③どうぞよろしく、といえは選挙運動になる。

・選挙運動は公示日から投票日の前日までできる。

【別添資料参照】

選挙運動における主な禁止事項

### 「政治活動」とは

・公選法でいう政治活動は、「政治上の目的をもって行われるすべての行為のなかから、『選挙運動』にわたる行為を除いた一切の行為」だとして、選挙運動と区別している。  
・簡単にいうと、選挙運動を除いたものだけを政治活動という。

- (例)・政策・主義・主張の普及宣伝のための街頭演説・講演会等の開催。  
・後援会活動・後援会員獲得運動  
・ビラ配布。  
・演説会など告知用ポスターの掲示。

# 近年の主な公職選挙法の改正点

## ①選挙権年齢を「18歳以上」に引き下げ

・平成28年6月19日施行(第24回参院選(平成28年)より適用)

## ②インターネットを使った選挙運動の解禁(平成25年～)

・「電子メール」での選挙運動は「政党・候補者」のみに限定。

・投票日当日の「更新」はできない。

分類	政党	候補者	有権者/団体等
ホームページ	○	○	○
SNS(フェイスブック、ツイッター等)	○	○	○
電子メール	○	○	×
ネット広告	○	×	×

## 政治活動で主にできること(1)

1. 後援会入会促進運動のため、リーフレットを配布し、個人情報(お名前、住所、電話番号、メールアドレス)を集めること。  
「個別」に訪問し、入会をお願いすることも可能。
2. 入会して頂いた方に、お礼の電話や、メール、お礼状を送付したりすること。
3. 入会して頂いた方に、政策ビラ・パンフレット、ポスターを配布すること。
4. 後援会員等に、政治団体の届出をしている候補予定者の資金管理団体、後援会に対する「政治活動に関する寄附」をお願いすることができる。

## 政治活動で主にできること(2)

5. 時局講演会を開催し、宮崎議員の人柄、政策などをお話すること(宮崎議員本人がいなくてもよい)。また、「朝礼、夕礼」などで宮崎議員の考えなどを紹介することができる。
6. 企業等を訪問し、挨拶廻りをしたり、企業内で懇談会を開催し、宮崎議員と触れ合って頂く機会をつくることができる。
7. 現在発行している団体などの機関紙(誌)などに宮崎議員の経歴や活動状況を掲載し、「通常の方法」で頒布することができる。

## 政治活動で主にできること(3)

3. 党広報板を設置し、政治活動用ポスター(宮崎議員本人ポスター)を掲示することができる。
9. 演説会告知のための政党の政治活動用ポスター(いわゆる2連ポスター)を、公示日まで掲示することができる。
10. 宮崎議員の情報を団体のHPやSNSに掲載し、情報を発信することができる。

## 効果的な「選挙運動」(1)～「期日前投票の徹底」～

### 1. 合言葉は「毎日が投票日」。

⇒公示日翌日から投票日前日(16日間)まで、基本的に8時30分～20時00分まで期日前投票ができる。

⇒平日のランチタイム等を有効に活用し、期日前投票の実施を徹底するなどの対策を講じる。

### 2. 「期日前投票」の獲得目標数を決め、毎日、実績の報告を求める。

⇒期日前投票の獲得目標数を決める。

⇒選挙事務所内で期日前投票の「集計担当者」を決める。

⇒各都道府県組織でも「担当者」を決め、毎日、選挙事務所担当者に報告していただき、「実績」を検証する。

## 効果的な「選挙運動」(2)～「期日前投票の徹底」～

### 3. 「個人演説会」等との連動。

⇒「個人演説会」等を「毎日」開催し、演説会終了後、期日前投票に行くよう促す。

⇒「個人演説会」等の開催場所は、出来るだけ「期日前投票所」に近い場所で開催する。

※「個人演説会」の開催方法について

⇒演説会を開催するために、選管への届出や、「標旗」は必要なし。「主催者」の宮崎選挙事務所との緊密な連携のみ必要。

⇒個人演説会では「候補者ビラ」の配布ができる。

## 効果的な「選挙運動」(3)～「電話作戦の徹底」～

### 4. 「携帯電話」に登録してある方への投票依頼。

⇒「期日前投票」に行かれたかどうかの確認と促進も行う。

⇒知人・友人に「宮崎よろしく」と伝え、その友人の「5人」に電話していただくよう依頼する。

⇒後日、再度電話し、「友人も期日前投票に行ったか」、または、「投票日に投票に行ったか」を教えて欲しい旨の確認をする。

⇒投票日当日は、選挙事務所や各都道府県の拠点に集合し、「投票促進運動」を徹底する。

## 要注意！！ 特に気を付けること

1. 関係者や一般の有権者などに「現金」のほか、「財産的価値のある物品」を配ること。
2. 選挙に関し、特別な「賞与」を払うこと。
3. 選挙に関し、特別な「有給休暇」を与えること。
4. 有権者に食事をご馳走する等の「供応接待」をし、票の取りまとめを依頼をすること。
5. 「選挙運動」は基本的にはボランティア。報酬を支払うことができる「選挙運動員」は限定されることに要注意。

## 連座制について

- ・ 連座制とは、候補者本人と一定の関係にある者(連座対象者)が買収等の罪を犯し刑に処せられた場合に、本人がその買収等の行為に関与していなくても、本人に対し一定の制裁を科す制度。
- ・ 一定の制裁とは、その選挙の当選を無効とするとともに一定期間立候補を制限するというもの。
- ・ 連座制は、総括主宰者等または組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による連座(公選法251の2・251の3)と公務員等の選挙犯罪による連座(特別連座、公選法251の4)の2種類に大別することができる。
- ・ 連座対象者とは、選挙運動の総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者の父母、配偶者、子、兄弟姉妹、候補者の秘書(意思を通じ選挙運動をした者に限る)、および組織的選挙運動管理者等。
- ・ 対象となる主な選挙犯罪は、買収および利害誘導罪(公選法221、222、223)。

## 公務員による選挙運動の禁止

### 公職選挙法(抜粋)

#### 第三十六条の二(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)

次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

- 一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員
- 二 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員(以下「公庫の役職員」という。)
- 2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。
- 一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 三 その地位を利用して、第九十九条の五第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申しいで、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申しいで、

## 質疑応答

### Q1 (太田後援会長)

公務員による選挙運動について教えてください。公務員はできないということですが、公務員OBの先輩の方々からいろいろ言われて、困っているという現職が多いわけですが、この辺の対応について、お聞かせ願えればと思います。

### Ans1 (小林)

選挙運動について、現職の後輩の方々へしにくいということですが、公務員は、選挙運動ができないということは、地位を利用した選挙運動をできないということです。例えば、入札や人事の件などが該当してきます。そういったものをチラつかせながらやってはいけないということです。かたや、地位を利用しなければ公職選挙法上はいいことになっているが、国家公務員、地方公務員の倫理規定などに定められていればできないことになります。自ら、リーフレットを渡して運動することは、できないと思いますが、受け取ることは可能です。OBの方々から現職の公務員の方々へ選挙等のビラを配ることはなんの問題がありません。ビラを渡してくれはだめですが、君が応援してくれと言いビラを渡すぶんにはなんの問題はない。

### Q2 (長野県)

選挙用ポスターについて、他を見てみると、ポスターを張る板を大きめにして、なんとか比例代表候補等にして、わかりやすくしている例があります。これは、いいなと思い、食料とか農業を守るということを、補足して掲示することができればと思いました。こういった対応についてお聞かせください。

### Ans2 (小林)

広報掲示板を作成して、宮崎まさおのポスターを貼るということだと思えます。広報掲示板を作るようでしたら、まだ2年ありますので早目に作っていただいて、広報掲示板と明記したうえで、そこにポスターを貼る分には問題はない。それは、進藤さん宮崎さんのポスターを普段から貼っておくことが必要になります。選挙ポスターは裏張りができず、貼った板ごと、壁にかけることになっています。選挙期間中にそういったことをすると、違反の要素が高くなるので普段から広報掲示板としての利用することを行い、実績づくりをしておくことが大事だと思います。

政治連盟掲示板、政党名、名前、キャッチフレーズなどと思いますが、他の党が既にやっており、その地域で指摘を受けていないとすれば大丈夫と思います。ただ、キャッチフレーズの場合、同じキャッチフレーズを選挙の時も同じ内容を使った場合、事前運動ではないかと指摘を受ける場合があります。

普段から掲示板として使う分には問題ありません。

### Q 3（事前に送付いただいた質問）

国の若手職員の中には、進藤・宮崎議員がかつて国の職員であって、現在、土地改良や国の施策推進のため尽力していることを、わかっていない職員がいます。職員OBからの電話、職員宿舍施設等へのパンフの投函等を、今回は早い時期から、行っておりますが、現役職員への適切な対応の仕方等について御教示ください。それから、多くの技術職員が農業振興技術連盟に所属しております。両議員からの話を機関誌へ投稿などできないものでしょうか。ということで、情報提供の意見がございました。

### Ans 3（志村）

選挙運動については、公示日直前までと書かれています。平時においては、情報共有に努めていただければいいのではと思います。また、後援会活動を行う上でも、併せて入会申込み等を行っていただければいいと思います。後は、名前を憶えていただくために、農村振興とはということでしたが、こちらの会誌に議員が投稿するのは問題ありません。事前運動としてみなされないように、公示日直前などにするのはなく時期的な配慮が必要と思います。当然先生方から投稿していただく分には問題ありません。

（小林）ちょっと確認させてください。全国農村振興技術連盟とは、全国土地改良事業団体連合会さんと同様、公共性の高い団体さんでしょうか。それとも土地改良政治連盟さんと同様政治活動をしてもいい団体さんでしょうか。

（奥田連盟委員長）すいません。全国農村振興技術連盟の奥田でございます。農村の発展に技術を提供し寄与していくための集まりで、任意団体になります。戦後直後、昭和22年に設立して、第2回目の参議院選挙の際に、自分たちの代表を送るために選挙活動をやっておりました。それ以降、政治連盟にわかれていったということを、理解していただければいいのではと思います。議員が投稿することに関しては、先ほどの留意点に気をつけながらやっていきたいと思えます。地方連盟のイベントに参加していただき、そこに載せていただくことで回数が増えると思いますのでよろしく願いいたします。そういった願いをしたいと思えます。

#### Q4（事前質問）

投票日にはいけないINGの選挙活動について

#### Ans（志村）

先程の資料にありましたように、**投票促進運動**になります。一つ例にあげさしてもらえば、さんに投票してくださいと言ってしまえばアウトですが、電話で投票いかれましたかと聞く内容であればいいです。電話していただける方に、認識を共有するとともに、文言をあらかじめ作っておいて、読み上げさえすれば違反にならないということです。是非、投票促進をやっていただければと思います。

#### Q5（事前質問）

県の土地改良政治連盟の用途制限について、教えてください。特に、議員や同行者が来県された際の飲食費について、こちらのスタッフを含め使用制限ついて御教示願います。

#### Ans5（小林）

こちらについて、結論から言いますと、公職選挙法、政治資金規正法には特にありません。各地域の政治連盟規則に金額等の規制があれば、それに従っていただければと思います。回答になっているかわかりませんが、政治団体は、収支報告書を提出されますが、土地改良政治連盟さまは、一般の政治団体と同じで、収支報告書に出さなければならないのは、一件当たり5万円以上となっております。5万以下であればいいのではということになっておりますが、土地改良政治連盟さんで具体の取り決めがあれば、それに従っていただくこととなります。それ以外は、そういった活動の制限は特にありません。この話は、政治活動の期間中であるということをお話をお話をさせて頂いている。選挙期間中においては、選挙事務所しか支出できません。

#### Q6（事前質問）

現職の方々へ、候補者応援のお願いをするにあたり、公職選挙法や地方公務員法に抵触しないような、決め台詞があればご教授いただきたい。たとえば両親、子、祖父母、孫などの親族に対し、口頭またはリーフレットをもって、投票依頼することに対し投票をお願いすること。

#### Ans6（志村）

パンフレットを渡す際においては、特に決め台詞はないのですが、しっかりとした意識をもって伝えることが重要だと思います。今一度、違反にならないと言う

ところをご確認願えればと思います。

#### Q7（事前質問）

県において、農業農村の未来を考える会（宮城県\_任意団体）を立ち上げ、関心のある者を会員として集め、後援会名簿のように情報を集め活動を行うことに問題はないか。

#### Ans7（小林）

任意のグループですね。政治活動することに対してまったく問題はありません。

#### Q8（事前質問）

後援会活動をする方々への手当についてになります。ポスター貼り、リーフレットの配布、説明会会場準備等、日常の政治活動の準備に携わるのは、土地改良区の事務局長等である。改良区は公益団体であることから、土地連同様勤務時間内にはできないことになっており、改良区の公用車利用や時間内における人員充当なども困難となっている。改良区の役員や事務局長などが東奔西走し全部やっていただいており忍びない。政治連盟としては、賃金、臨時的雇用の費目は有するが、一般にはどのような名目で支払うのが適切かつ勘弁か伺いたいと思います。

#### Ans8（小林）

いろいろ細かい所を詰め始めると、なかなか難しいのですが、今、この時期の政治活動についておっしゃっていることと思います。看板設置撤去、ポスター張り、パンフレット配布、時局講演会準備等、こういったことを今の時期に行うことについてと思います。あくまでも、選挙運動ではなく政治活動であるといったことだと思います。政治活動について対価の支払いすることは、もちろん政治団体の方からできるわけです。賃金や燃料費等ということでございますが、ガソリン代や電車賃なども捻出できます。手間賃などもお支払いしても構いませんが、ただ、ここで一点ありますのは、現職の土地改良区事務局長さんへのお支払いはむずかしくなるのではと思います。

政治連盟としては、お手伝いしていただいた方へは、お支払いできることになっております。

どこの費目に充てたらという御質問でしたけども、収支報告の分類上、経常経費と政治活動費になりますが、この場合は、いつも発生するものでないので、政治活動費になります。組織対策費やポスターを貼るという事ですので、広報にも

該当すると思います。どちらにするのかということになりますが、組織内で協議していただき決めていただければと思います。

#### Q8（事前質問）

選挙期間中に当県に入るのは一日のみです。それ以外に個人演説会を開催したいと思いますが、経験がないので開催方法をご教授いただきたい。弁士、場所、案内方法等に制限ありますか。

#### Ans8（志村）

説明会に関する質問、基本的に演説会を開催するときには、配布物、案内方法等も資料に掲載されております。候補者のピラは会場で配ることができますので、こちらの資料をご確認ください。案内方法は、関係者へ内部、事務連絡の方法ということでとどめていただければと思います。これらを、不特定多数の方々配ってしまうと、選挙違反になりかねますので、この辺はご注意ください。SNSとかで。一般に告知する分には問題ない。広く告知したい場合はSNSを活用していただきたいし、具体的話に関しては、ハンドブック Q&A（P.42）に掲載されているので、こちらをご覧ください。

#### 補足（小林）

土地改良政治連盟の方々から講演依頼を受けた場合に関して、全国土地改良事業団体と土地改良政治連盟は表裏一体と思います。他の団体も同様のケースがありますが、選挙が近づくと、全土連の会議の後に、政治連盟の行事するような 2 階建て構造になっております。全国的にもそうだし、県レベルでもそうだと思います。その場合、釈迦に説法になるかと思いますが、联合会さまの会合をやって、しっかりと会議を閉めることが重要になります。

選挙はがきの送付について、15 万枚出せます。郵便局に実際出した枚数です。宛名書きの作業は事前運動に該当しないので、準備するのであれば今からでも可能なので、今からでも着手できるのではと思います。

# 政治活動 Q&A

4訂版

Rule Book



## 4訂版の発刊にあたって

平成17年4月、党組織及び所属国会議員などの政治活動に係る法令順守の徹底を図るために、安倍晋三幹事長代理(当時、現内閣総理大臣)の主導でコンプライアンス室が設置されました。翌18年1月の党大会において、幹事長隷下の党則上の機関となり今日まで活動を続けています。

コンプライアンス室は日常の民事・刑事問題のほか、公職選挙法や政治資金規正法などの党や議員に固有の法律問題も専門的に取り扱っています。平成17年以降はマスコミなどで国会議員の政治資金などにまつわる事案の報道が続き、その結果政権が大きく揺らぎ、平成21年、ついに自民党は下野し政権交代を招来させてしまいました。平成24年12月、政権奪還を果たし、二度と同じ過ちを犯すことがないように、国民の信頼に応えられるコンプライアンスの徹底を心がけ、これを担う党の機関として日々活動をしているところです。毎日、党組織、所属国会議員、友好団体から様々な法律相談があります。また、国政選挙になれば、所属する弁護士のほか、自由民主法曹団(自由民主党顧問弁護士団)に所属する弁護士有志の応援も受けて、ローテーションを組んで、選挙に係る法律相談に即座に対応できる体制で選挙戦に臨んでいます。

本書は、そのような日々の法律相談の中で、みなさまからのよく尋ねられた質問を参考にして、日常の政治活動や選挙運動の際に知っておかなければならない基本的なことを取り上げてQ&A形式で解説しています。回答は一目でわかりやすいよう○×△としています。回答内容については十分確認したうえで作成していますが、具体的な事案にあつては設例と事案が異なる場合があり、設例の結論とは異なることもありますので、具体的な問題が生じた場合には、本書を参考として各都道府県の選挙管理委員会や党コンプライアンス室などにお尋ねください。

平成17年8月に「RULE BOOK 政治活動Q&A」として発刊され、同19年6月には設問を増補しました。同25年4月にはインターネット選挙運動解禁に係る公職選挙法の一部を改正する法律が成立したことから、同28年3月にインターネットを使用した選挙運動に関する設問を増補した3訂版を発行しました。おかげさまで本書は多数の党本部、都道府県連、国会議員、地方議員及び友好団体のみなさまから好評を得て、今回増刷することが決定し、この機会に記述内容を点検しました。多少の誤字脱字などを訂正した程度で内容に大きな変化はありません。

本書の発刊にあたっては、自由民主党コンプライアンス室の弁護士諸氏ならびに自由民主法曹団の有志弁護士及び自由民主党本部職員の皆様にご協力いただきました。心より感謝申し上げます。

令和元年6月  
自由民主党コンプライアンス室

本書に関するお問い合わせやご不明な点がありましたら、広報本部もしくはコンプライアンス室にご連絡ください。

広報本部 03-3592-8881  
コンプライアンス室 03-3581-7007

## 目次

公職選挙法 ～選挙に関わるケーススタディ～

### 第1 選挙期間前の政治活動

- 5 後援会加入勧誘文書
- 6 推薦依頼状
- 8 新聞・雑誌
- 9 年賀状・暑中見舞い
- 10 解散の挨拶状
- 11 選挙事務所開きの通知
- 12 選挙運動用はがき
- 15 政治活動用ポスター
- 16 「のぼり旗」、「たすき」

### 第2 選挙運動

- 17 選挙運動
- 18 選挙運動のできない者
- 21 ボランティア
- 22 公務員の地位利用
- 23 教育者の地位利用
- 24 選挙事務所
- 26 飲食物の提供
- 29 報酬等
- 33 戸別訪問
- 37 街頭演説
- 42 個人演説会
- 45 電話作戦
- 46 当選後の挨拶行為
- 48 インターネットの利用

## 目次

公職選挙法 ～選挙に関わるケーススタディ～

### 第3 日常の政治活動

～公職選挙法における寄附について～

56 結婚披露宴等に招待されたとき

57 結婚披露宴等へのご祝儀  
－政治家自民太郎が出席する場合

59 結婚披露宴等へのご祝儀  
－親族の場合

61 結婚披露宴等へのご祝儀  
－政治家自民太郎が出席しない場合

63 結婚披露宴等へのご祝儀  
－会費制パーティーの場合

65 結婚披露宴等へのご祝儀  
－後援会の場合

66 二次会ビンゴゲームへの景品提供

67 葬儀等に参列するとき

68 葬儀等への香典等  
－政治家自民太郎が参列する場合

70 葬儀等への香典等  
－親族の場合

71 葬儀等への香典等  
－後援会の場合

72 葬儀等への香典等  
－政治家自民太郎が参列しない場合

74 葬儀等への香典等  
－秘書の場合

75 其他のご祝儀やお見舞い

76 会合への出席を求められたとき

78 見学会や旅行会を開催するとき

82 町内会とのおつきあいのとき

88 公選法の改正

## 第1 選挙期間前の政治活動



### 後援会加入勧誘文書



1 後援会への加入を勧誘する文書(電子メールやウェブサイトなど、インターネット等を通じて発信される以外のもの)を選挙期間の前後に頒布することは許されますか。



選挙期間前 ○ 選挙期間中 ✕

後援会への加入を勧誘する文書は、文書の内容からして、特定の選挙を前提とした選挙運動ではなく、日常的な政治活動のために使用する文書であるといえます。したがって、本来、選挙運動のために使用する文書にはあらず、選挙期間前にこれを頒布することは許されます。ただし、文書の内容や頒布する時期、態様によっては公選法129条(事前運動)に違反する場合があります。また、文章の内容が選挙運動にわたる場合には公選法142条(文書図画の頒布)違反となります。

これに対して、選挙期間中に頒布された場合には、後援会勧誘に名を借りた投票依頼であると判断されてしまいます。したがって、後援会への加入を勧誘する文書を選挙期間中に頒布することは許されません。また、政党その他の政治活動を行う団体は、選挙期間中、ビラを頒布することについて規制されるほか、候補者の氏名又は氏名類推事項の記載された文書を頒布することができません(なお、インターネット等を通じて発信されるものについては、「インターネットの利用」(48頁以下)を参照してください)。

【公選法129条、142条1項、201条の5～9、201条の13】



## 推薦依頼状

**Q 1** 政党が、選挙期間前に、企業・団体に対し、当該選挙において候補者を推薦してくれるよう依頼する文書を頒布することは許されますか。

**A** ○

政党等が候補者に対する推薦を依頼する行為は、直ちに選挙運動にあたるとはいえ、その準備行為の性質を有しています。このため、推薦を依頼する文書が選挙運動にわたらない限りにおいては、選挙期間前にこのような文書を頒布することは許されます。ただし、依頼先の団体の性格や団体の数等の依頼の態様によっては事前運動と解されるおそれがあります。

例えば、推薦依頼状を口頃の付き合いもない不特定多数の相手方に対して大量に頒布した場合には、推薦依頼に名を借りた投票依頼であると判断されてしまいますので、このような文書の頒布は許されません。

【公選法129条、142条1項】



## 推薦依頼状

**Q 2** 選挙期間中に推薦依頼状を頒布することは許されますか。

**A** ×

推薦依頼状が選挙期間中に頒布された場合は、推薦依頼に名を借りた投票依頼であると判断されてしまいます。したがって、選挙期間中に推薦依頼状を頒布することは許されません。また、文書の外形内容自体から直ちに選挙運動のために使用する文書図画とはいえない場合であっても、候補者の氏名等を表示した場合には公選法146条（文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限）違反となります。

政党その他の政治活動を行う団体は選挙期間中、ビラを頒布することについて規制されるほか、候補者の氏名又は氏名類推事項の記載された文書を頒布することができません。

【公選法142条1項、146条、201条の5～9、201条の13】



## 新聞・雑誌

**Q** 1 選挙期間前に、政党の機関紙の号外を発行し、公認が決定したことや候補者の経歴等を掲載することは許されますか。

**A** ○  
 政党の機関紙も新聞紙にあたるので、選挙に関する報道として、公認が決定したことや候補者の経歴等を掲載することは許されます。選挙期間前であれば、第三種郵便物の承認を得ている必要はありませんし、無償で号外を配布することも通常の方法による頒布と認められるものであれば許されます。ただし、報道、評論と認められない場合や通常の方法によらない頒布をする場合には公選法148条に違反します。

【公選法148条】



## 年賀状・暑中見舞い

**Q** 1 候補者が年賀状や暑中見舞い等の挨拶状を出すことは許されますか。

**A** △ (答礼のための自筆のもの及びインターネットを利用したものは許される)

選挙運動の期間ではなくても、候補者が、選挙区内の者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・寒中見舞い・暑中見舞いなどの挨拶状の類を出すことは許されません。電報や電子郵便によるものも同様に許されません。ただし、インターネットの利用は禁止されていません。なお、祝電や弔電の類を出すことは許されます。

【公選法147条の2】



## 解散の挨拶状

Q

1 衆議院の解散に際し、在任中の活動報告や支援に対するお礼など、選挙人に挨拶する内容の文書を配布することは許されますか。

A

×

衆議院の解散に際し、支援者に対して、在任中の活動を報告したり、これまでの支援についてお礼を述べたりする文書は、組織内における単なる内部連絡のための文書に過ぎないとも考えられます。しかし、投票依頼の趣旨を含んでいると解される余地もあり紛らわしいことから、候補者の氏名を表示し又は氏名が類推されるような事項を表示して、このような挨拶状を出すことは、法律上、一律に禁止されています。

【公選法142条13項】



## 選挙事務所開きの通知

Q

1 選挙期間前に、「選挙事務所開きの御案内」と題する通知を後援会関係者に出すことは許されますか。

A

△

選挙の告示日ないしは公示日に選挙事務所開きの行事を行うにあたり、事前に関係者に限って案内を出すことは、選挙運動の準備行為であり選挙運動にはあたりません。

しかし、選挙期間前であっても「選挙事務所開きの案内」と題する通知を不特定多数の者に対して頒布する場合には、「選挙事務所」と明記され、かつ、不特定多数へ頒布されることから、文書の投票依頼目的が強く推認され、事前運動の禁止規定に抵触すると考えられるので注意を要します。また、表題を単に「事務所開きの御案内」とし、本文中にも選挙事務所であることが表記されていない場合であっても、差し出す相手の数等から事前運動とみなされるおそれもあるので十分注意しましょう。

【公選法129条、142条1項】



## 選挙運動用はがき

**Q** 1 選挙運動用はがきを街頭で配ることは許されますか。

**A** ×  
選挙運動用はがきを街頭で配ることは許されません。選挙運動用はがきの頒布方法は「選挙用」である旨の表示を受けた通常はがきを郵便局の窓口で差しだして発送しなければなりません。

【公選法142条1項、142条5項】



## 選挙運動用はがき

**Q** 2 選挙運動用はがきの宛名書きを選挙期間前に行うことは許されますか。

**A** ○  
選挙運動用はがきの宛名書き作業は、選挙運動の準備行為であって、選挙運動にはあたらないので、選挙期間前に行うことができます。

【公選法129条】



## 選挙運動用はがき

**Q 3** 選挙期間前に、宛名書き前の選挙運動用はがきを封書に入れて配布し、知人友人宛の宛名書きを依頼することは許されますか。

**A** ○  
 選挙運動用はがきの宛名書き作業自体は、選挙運動の準備行為であって、選挙運動にはあたらないので、選挙期間前に行うことができます。  
 しかし、選挙運動用はがきを不特定多数の者に配布して宛名書きを依頼する行為は、準備行為に名を借りた投票依頼行為と判断されてしまいます。したがって、このような行為は許されません。

【公選法129条、142条1項】



## 政治活動用ポスター

**Q 1** 政治家個人の政治活動用ポスターを掲示していますが、選挙が近づいてきてそのまま掲示しておいてよいですか。

**A** ×  
 選挙前の一定期間については、政治家個人の政治活動用ポスターを掲示することはできません（いわゆる6カ月規制です）。その一定期間の具体例は以下のとおりです。  
 衆議院議員の総選挙：衆議院議員の任期満了の日の6月前の日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間  
 参議院議員の通常選挙：参議院議員の任期満了の日の6月前の日から当該通常選挙の期日までの間  
 ただし、室内など不特定多数の者が見ることのできない場所に貼られる政治家個人の政治活動用ポスターについてはそのまま貼っておくことができます。ただし、室内に貼ってあったとしても、不特定多数の者が見ることができるような態様（例えば、公道に面したガラスに建物の内部から外部に向けてポスターを貼るような態様）は認められませんのでご注意ください。

【公選法143条16項2号、19項】

Q & A

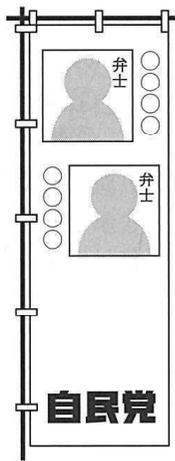
### 「のぼり旗」、「たすき」

**Q 1** 選挙期間前に、政治活動で街頭演説をする際、立候補予定者が名前入りの「たすき」をかけたり、演説場所に立候補予定者の名前入りの「のぼり旗」を立てることはできますか。

**A** △  
選挙期間前に街頭演説で、立候補予定者の名前が書かれた「たすき」や「のぼり旗」を使用することはできません。

これに違反した場合、罰則（2年以下の禁錮または50万円以下の罰金）があります。

ただし、政党の政治活動用と認められる場合であれば「のぼり旗」を立てることができます。イラストのように、①弁士が複数、②弁士の取り扱いが同様（立候補予定者の写真・名前が他の弁士よりも大きくない等）、③弁士それぞれの面積が政党部分の面積を超えない、④弁士の全てが同一選挙の同一選挙区の候補者等でない、⑤政党部分のスローガンは弁士個人が使用しているものではない等の要件を備えた上で、さらに使用の実態を勘案して、政党が政治活動のために使用する「のぼり旗」と認められれば、立てることができます。



【公選法143条16項、243条1項4号】

Q & A

### 選挙運動

**Q 1** 公職選挙法（以下、公選法といいます）でいう「選挙運動」とはどのようなものですか。

**A** 最高裁判例（最決昭和38.10.22、刑集17.9.1755）によれば、「公職選挙法には選挙運動の定義規定は見当たらないけれども、同法を通読すれば、同法における選挙運動とは、特定の選挙の施行が予測せられ或は確定的となった場合、特定の人がある選挙に立候補することが確定して居るときは固より、その立候補が予測せられるときにおいても、その選挙につきその人に当選を得しめるため投票を得若しくは得しめる目的を以て、直接または間接に必要かつ有利な周旋、勧誘若しくは誘導その他、諸般の行為をなすことをいうものであると理解せられる。」とされております。

判例が指摘しているのは、いわゆる選挙運動の3要件と言われているものです。すなわち、

- ①特定の選挙において
  - ②特定の候補者等のために
  - ③当選を得しめるため投票を得若しくは得しめる目的を以て、直接または間接に必要かつ有利な周旋、勧誘若しくは誘導その他諸般の行為をなすこと
- の3要件を満たすものが選挙運動となるわけです。



## 選挙運動のできない者



1 公安委員会の委員は

- ①選挙運動をすることができますか。
- ②政党に所属したり、政治資金の寄附をすることはできますか。



- ①
- ②

公安委員会の委員は、選挙運動はできませんが、政党に所属することは差し支えありません（警察法7条5項、39条3項は委員の政党所属を前提として、同一政党所属人数を制限しています）。また、政治資金の寄附も禁止されていません。

なお、公選法ではありませんが、公務員は公務員法上、政治的行為が制限されています。国家公務員は、人事院規則14-7に規定された政治的行為を禁止されており、違反した場合には懲戒処分のみならず、罰則の適用も受けます。地方公務員にも、政治的行為の制限があり、違反した場合には懲戒処分の対象となります。地方公務員については、国家公務員同様罰則の対象とすべきであるとの議論があります。

【国家公務員法102条1項 人事院規則14-7、82条、110条1項19号、地方公務員法36条】



## 選挙運動のできない者



- 2 ①私は満18歳の大学生ですが、先輩の父親が選挙に出たので、選挙運動を手伝ってくれといわれました。選挙運動をしてもよいのでしょうか。
- ②私には満17歳の弟がいますが、弟に選挙運動を手伝ってもらうことはできますか。
- ③満17歳の弟は、ほかに何かお手伝いできることはありませんか。



- ①

公選法の改正により選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、それに伴って満18歳以上の者は選挙運動をすることができることとなりました。

- ②

満18歳未満の者は、選挙運動をすることができません。また、誰であっても満18歳未満の者を使用して選挙運動をすることもできません。

- ③

満18歳未満の者を選挙運動のための労務（事務所内で法定ビラの証紙貼りをする。公営掲示場にポスターを貼る等の単純な機械的労務です）に使用することはできます（法137条の2第2項但書）。労務者に対しては法定の実費弁償、報酬を支払うこともできます。

【公選法9条、137条の2】



## 選挙運動のできない者

**Q** 3 私は、昨年の国政選挙で選挙運動に関して2万円貰ったとして罰金刑を受け、公民権停止となっています。今年の選挙で知人が立候補したので、選挙運動をしたいのですが、大丈夫ですか。

**A** ×  
公選法252条又は政治資金規正法28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者（いわゆる公民権停止中の者です）は、選挙運動をすることができません（法137条の3）。もし選挙運動をすれば、そのことが公選法違反として、処罰の対象となります（法239条1項1号）。

【公選法137条の3、239条1項1号】



## ボランティア

**Q** 1 選挙期間中に民間会社に勤務している人が選挙運動を手伝うことができますか。

**A** ○  
民間会社に勤務している人が自発的に選挙運動を手伝うことができます。ただし、有給休暇または休職手続きをとって行うようにしましょう。  
企業が候補者に社員を派遣し選挙運動に従事させた場合には、給料が選挙運動に対する報酬とみられ、買収罪に該当するおそれがあります。また、この場合は会社から候補者へ賃金相当額の寄附がされたこととなりますが、企業・団体は政治家個人へ寄附すること自体が禁止されています（政治資金規正法第21条）ので、この点でも法律に違反することになります。

【公選法221条、政治資金規正法第21条】



## 公務員の地位利用

**Q** 1 消防団の団長が県会議員選挙に立候補し、その地位を利用して、団員に支持を訴えることができますか。

**A** ×  
非常勤の消防団員は地方公務員法3条3項5号の特別職の地方公務員です。特別職ですから、一般公務員に適用される政治的行為の制限の規定の適用はありません。しかし、公選法136条の2により特別職の公務員であっても地位を利用した選挙運動が禁止されています。  
消防団長が団員に投票を依頼する行為は、地位利用による選挙運動であるとして処罰された事例がありますので十分注意が必要です。

【公選法136条の2、地方公務員法3条3項5号】



## 教育者の地位利用

**Q** 1 小学校の教員が自己が担任しまたは担任した児童の家庭を訪問して投票依頼することはできますか。

**A** ×  
教育者が学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることは禁止されています（法137条）。  
「教育者」とは、学校教育法に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）及び幼保連携型認定こども園の長及び教員をいうものとされており、国立、公立の学校はもとより、私立の学校の長及び教員も教育者に含まれますが、専修学校、各種学校の長及び教員は、教育者には含まれません。  
「教育上の地位を利用して」とは、教育者である立場を利用して、児童、生徒又は学生をして直接選挙運動を行わせることに限りません。これらの者を通じて間接的にその父兄に働きかける場合（例えば、児童を通じてその父兄に特定の候補者に投票するよう依頼すること）や、教育者としての地位を利用して父兄に直接働きかける場合（例えば、父兄会の席上で選挙運動をすること）も含まれます。  
このように、小学校の教員が自己が担任しまたは担任した児童の家庭を訪問して投票依頼することは、児童の担任であることや担任であったことという教育者としての地位を利用した選挙運動であるため、許されません。  
なお、保育所は学校ではありませんので、本問の禁止の対象ではありません。  
しかし、市町村設置の保育所の職員が、地位を利用して選挙運動をする場合は、公選法136条の2の公務員の地位利用に該当し、処罰されるほか、地方公務員法36条2項の政治的行為に該当し、懲戒処分の対象となることがあります。

【公選法137条、136条の2、地方公務員法36条2項】



## 選挙事務所

Q

1 選挙期間中、選挙事務所以外の場所に休憩所を設けたいと思いますが可能でしょうか。また、選挙事務所が手狭なため、支部・連絡所の名称で事務所を設置し、そこで選挙事務を実質的に取扱うことにしたいのですが、何か問題がありますか。

A

×

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることはできません(法133条)。そのため、選挙事務所内に休憩の場所を設けることは許されますが、選挙人の便宜等のために独立した設備として設けられているのであれば許されません。

個人演説会場における弁士の控え室は、演説会場の一部と評価され、問題とされませんが、これ以外の場所に休憩所を設けることは許されません。

また、選挙事務所の数は法定されているため(法131条)、支部・連絡所などという名称であっても、そこで選挙事務を実質的に取扱うのであれば、選挙事務所を2箇所設置したとみなされて、違反とされるおそれがありますので、注意すべきです。

【公選法131条、133条】



## 選挙事務所

Q

2 選挙事務所内に候補者のポスターや運動員の士気を高めるようなスローガンを多数掲示することは許されますか。

A

○

選挙事務所の中にポスターやスローガン等を貼っても、直ちに問題となることはありません。

ただし、外から容易に覗けるような場所にことさら外部に向かってポスターや立札・看板等が掲示されていれば、実質的に、各種掲示物の掲示制限に違反するおそれがあります。

【公選法143条】



## 飲食物の提供



- 1 ①選挙事務所に陣中見舞いとして、ビール券を持ってきた人がいました。受け取ることはできますか。  
②同様に陣中見舞いとして清酒二本の場合はどうですか。



①×

飲食物の提供は、誰がする場合でも禁止されていますので、この場合、陣中見舞いを持って来た者が処罰されます。

公選法では、何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物を提供することができない(法139条)とされており、飲食物を受け取る側を処罰する規定ではありません。

この場合「飲食物」とは、何らの加工をしなくともそのまま飲食に供し得るものをいい、料理、弁当、酒、ビール、サイダー、菓子、果物等をいいます。

例外として、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供することは許されています。

ビール券は本来、ビールとの交換権を表章する有価証券ですから、選挙運動に関して飲食物提供の禁止の規定により陣中見舞いとしてビール券を贈る行為は禁止されています。

②×

①と同様です。

【公選法139条】



## 飲食物の提供



- 2 ①選挙事務所に陣中見舞いに来た人に昼食を無料で出すことはできますか。  
②実費相当額を支払ってもらえば、出すことはできますか。



①×

公選法は選挙運動従事者及び労務者についてのみ一定の条件で弁当を提供することは認めています。それ以外の人に無償で弁当を出すことは禁止されていますし、買収罪にあたるおそれがあります。

②△

「提供」とは、供与または饗応接待をすることをいうので、実費相当の対価を支払った場合には「提供」にはあたらないので、飲食物の提供の禁止に触れることはありませんし、買収罪にもあたりません。ただし、実費相当分以上に飲食物を提供することはできません。なお、実費に相当する飲食物の提供については差し支えありませんが、誤解を招くことのないよう十分注意しましょう。

【公選法139条】



## 飲食物の提供

**Q 3** 選挙事務所の近所の料理屋に食事を用意してもらって、選挙運動従事者や労務者に対し、そこに行って食べるようにしてもよいでしょうか。

**A** ×  
選挙運動従事者や労務者に対する弁当の提供は、「選挙事務所において提供する場合」に限って認められていますので、飲食店などに食事を用意してもらって、選挙運動従事者や労務者に、そこに出かけて食べてもらうようにすることはできません。

ただし、選挙運動従事者が、飲食店において食事を自費でとった場合は、1食につき1,000円、1日につき3,000円の範囲内で、当該選挙運動従事者（労務者は含まない）に対して実費弁償することができます。

※なお、出納責任者の事前の文書による承諾が必要です。

【公選法139条、197条の2、公選法施行令129条】



## 報酬等

**Q 1** 選挙運動を手伝ってくれる人に報酬を支払うことはできますか。

**A** 選挙運動員×（ただし、うぐいす嬢、手話通訳者、要約筆記者、事務員は○）、労務者○

いわゆる「うぐいす嬢」（車上等運動員）、「手話通訳者」、「要約筆記者」、選挙運動のために使用する「事務員」を除き、街頭演説やビラの配布等、選挙人に直接働きかけをする「選挙運動員」に報酬を支払うことはできません。ただし、「選挙運動員」であっても、法令で定められた額の実費（交通費、宿泊料、弁当料、茶菓料）は支払うことができます。

なお、「うぐいす嬢」及び「手話通訳者」「要約筆記者」の報酬は1人一日につき15,000円以内と定められており、また、経理事務、後援者名簿の管理、各種届出事務等の選挙運動に関する事務に従事する、選挙運動のために使用する「事務員」の報酬は1人一日につき10,000円以内と定められていますので、これを超えないように注意してください。

また、選挙運動を行うことなく、選挙運動用はがきの宛名書き及び発送、看板の運搬、公営掲示場への選挙運動用ポスター貼り（公営掲示場のない参議院比例代表選挙等は除かれます。31頁Q & A参照）や演説会場の設営等の単純な機械的労務を行う「労務者」に対しても、報酬（8時間労働に対し日当10,000円以内）及び交通費、宿泊料の実費（弁当料、茶菓料は支給不可）を支払うことができます。



## 報酬等

なお、報酬の支払いを受けている「労務者」が手の空いている時間等に選挙運動に従事すると、買収罪（運動員買収）に問われるおそれがありますので、十分な注意が必要です。

【公選法197条の2、221条、公選法施行令129条】



## 報酬等



- 2 ①公職の候補者が労務者に報酬を支払って選挙運動用ポスターを公営掲示場に貼らせることができますか。
- ②公営掲示場のない参議院比例代表選挙や衆議院小選挙区選挙の候補者届出政党等の選挙運動用ポスターについてはどうですか。



①○

公営掲示場は、各候補者の選挙運動用ポスターを掲示できる場所が予め決められていますので、選挙運動用ポスターを公営ポスター掲示場に貼ることは、単純な機械的労務と考えられますから、報酬を支給することは可能です。この場合、ポスターの掲示業務に従事する者に支払われる報酬が、公選法197条の2及び同法施行令129条の額の基準の範囲内であることが必要です。なお、業者が報酬の支給等、ポスターの掲示業務に要する支出をする場合には、出納責任者の文書による事前の承諾が必要であり、候補者は当該業者に支払った費用について、選挙運動費用収支報告書に記載する必要があります。

>>>>



## 報酬等

②×

公営掲示場のない選挙の場合には、ポスター貼りをする者が、自ら貼る場所等を判断することになりますので、このような作業は単純な機械的労務とはいえず、選挙運動となります。したがって、公営掲示場のない選挙において報酬を支払ってポスターを貼らせることは公選法221条（運動員買収）に抵触します。

【公選法197条の2、221条、公選法施行令129条】



## 戸別訪問

Q 1

選挙事務所において、自治会単位でのローラー作戦を実施し、各選挙人の居宅を訪問して候補者への投票依頼をすることにしました。この行為は許されますか。

A

×

何人も、選挙に関し投票を得、若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることはできません（法138条1項）。

各選挙人の居宅を訪問して候補者への投票依頼をすることは典型的な戸別訪問であり、公選法138条1項違反となります。

【公選法138条1項】



## 戸別訪問

**Q** 2 当該選挙区は常日頃、投票率が低いため、投票参加のために自治会単位で選挙人宅を訪問してアンケートを実施しました。この行為は許されますか。

**A** △  
アンケート内容が当該候補者への投票依頼となるような内容であれば、戸別訪問となります。

【公選法138条】



## 戸別訪問

**Q** 3 候補者が選挙区内の商店街で行き来する人々に対し投票依頼をする行為は、許されますか。選挙期間前の場合はどうですか。

**A** ○ (選挙期間前は×)  
投票依頼のために戸別に訪問している行為ではなく、偶然に出会った選挙人に対するものであり、いわゆる「個々面接」行為として適法です。ただし、選挙期間前であれば、事前運動に該当するので許されません。

【公選法129条、138条】



## 戸別訪問



- 4 ①選挙運動員が選挙区内に知人の選挙人にだけ候補者のポスター掲示の依頼をするために訪問することは許されますか。
- ②その際、投票依頼の目的ももっていたときはどうですか。
- ③①の場合で候補者の演説会の開催について告知する目的も含まれているときはどうですか。



- ①○  
ポスター掲示の依頼だけであれば戸別訪問にはなりません。
- ②×  
投票依頼目的であれば戸別訪問となります。
- ③×  
選挙運動のために、戸別に演説会の開催の告知を行う行為は戸別訪問にあたりとみなされ、禁止されています。

【公選法138条】



## 街頭演説



- 1 街頭演説の制限について。
- ①選挙の応援で街頭演説を行う予定ですが、候補者はその場所にはいません。このような場合に街頭演説を行うことができますか。
- ②一定の標旗を掲げないで行うことはできますか。
- ③テープレコーダーを使うことはできますか。
- ④演説の際に支持者がポスターやプラカード等を持って来ましたが、そのまま掲げさせておいて良いでしょうか。



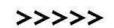
街頭演説とは、街頭またはこれに類似する場所において、あるいは屋内から、これらの場所に向かってする演説をいいます。街頭演説には以下のような制限があります。

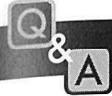


候補者個人の街頭演説では、標旗を掲げることが必須ですが（法164条の5第1項1号）、候補者個人がその場にいる必要はありません。



街頭演説では、候補者届出政党や衆議院名簿届出政党等が選挙運動のために使用する自動車の車上やその周囲で行う場合を除き、常に標旗を掲げていなければなりません（法164条の5第1項2号）。





## 街頭演説

③○

テープレコーダー等の録音によって街頭演説を行うことはできます。ただし、ビデオその他映像の媒体を使って街頭演説することは、公選法143条2項違反となります（屋内の演説会場におけるビデオ放映については42頁Q&A参照）。

④✕

支持者がポスターやプラカード等を持ってくることは、選挙人自身の自由な表現行為とも考えられます。しかし、選挙人が街頭演説の場所にポスターやプラカード等の文書を掲げ、多数の者に回覧させることは、態様によっては実質的に選挙運動のための文書図画の頒布とみなされ、公選法142条に違反するとされるおそれがあります。したがって、このようなポスターやプラカード等を見た時は、選挙運動従事者を通じて、適切に対処する必要があります。

【公選法164条の5、142条、143条】



## 街頭演説

Q 2 若者に人気のダンスグループを真似て、運動員が街頭演説することは、許されますか。

A

△

ドラム、トランペット等の楽器を演奏して、もしくは音楽を大音量で流して、ダンスグループのような行為をすれば、おおむね氣勢を張る行為となるものと考えられます。

【公選法140条】



## 街頭演説

Q 3

某有名歌手が、候補者の応援のため、街頭でコンサートを行うことは許されますか。

A



場所、方法、音量等の態様により、氣勢を張る行為とみなされるおそれがあります。また、本来入場料を払って聴きに行くべきところ、無料でコンサートを聴くのですから、利益供与（買収）とされるおそれもあります。

【公選法140条、221条】



## 街頭演説

Q 4

大漁旗のような大きな旗を、ポスター・立札・看板の代わりに立てる行為は許されますか。

A



大漁旗については、選挙運動のために使用する文書図面と認められる限り、公選法143条に違反することとなります。また、仮に選挙運動のために使用する文書図面にあたるとはいえない場合でも、とても大きかったり、数が多かったりする場合は氣勢を張る行為とみなされるおそれがあります。

【公選法140条、143条】



## 個人演説会



- 1 ①候補者がその場になくても個人演説会を開催することができますか。  
②個人演説会場で候補者が会場に到着するまでの間、ビデオで候補者の演説を上映することは許されますか。



①○

候補者個人が開催する演説会を個人演説会といい、小選挙区選挙における候補者届出政党が開催する演説会を政党演説会、比例代表選挙における名簿届出政党等が開催する演説会を政党等演説会といいます（以下、これらを併せて「個人演説会等」という）。

個人演説会等については、候補者が主催すれば足り、誰が演説しても、候補者が出席しなくても構いません。

なお、個人演説会等の開催中は、選挙管理委員会の交付する表示板をつけた立札又は看板の類を会場前に掲示しなければなりません（法164条の2第1項）、標旗を掲げることは求められていません。また、公営施設を使用して個人演説会等を行う場合は、開催予定日前2日までに選挙管理委員会に申しなければなりません（法163条）。公営施設以外の施設を使用する場合は、開催しようとする施設の管理者と交渉してその承諾を得ればよく、そのほかに別段の手続は必要ありません。

>>>>>



## 個人演説会



②○

屋内の演説会場内においてはビデオのような映像の媒体を用いることも許されています（法143条1項4号の2）。

【公選法163条、164条の2第1項、143条1項4号の2】



## 個人演説会

**Q** 2 選挙期間中、自治会の集会や知り合いの会社の朝礼で演説したいのですが、許されますか。

**A** ○  
自治会などが集会を行っている場所に候補者がやってきて演説することは、いわゆる「幕間演説」として行われるものであれば許されます。

【公選法164条の3】



## 電話作戦

**Q** 1 選挙期間中に電話を使って有権者に特定の候補者への投票を呼びかけることはできますか。公選法上注意することがあれば教えてください。

**A** ○  
いわゆる電話作戦といわれるものです。選挙期間中に電話で特定候補者への投票を呼びかけることは許されています。ただ、電話作戦は選挙運動ですからボランティアでやっていただく必要があります。電話を掛けてくれた人にバイト代などの報酬を支払うことは買収に該当し、罰則をもって禁止されています。

【公選法221条】



## 当選後の挨拶行為



- 1 当選後、次の各行為を行うことはできますか。
- ①電話で当選の挨拶をすることができますか。
  - ②「当選御礼」の紙を事務所のガラス戸に、張り出すことができますか。
  - ③当選者の開設するホームページで「当選御礼」を掲示することはできますか。
  - ④当選祝賀会を行うことはできますか。招待の場合と会費制で行う場合について教えてください。



①○

当選後、電話で当選の挨拶を行う行為は公選法178条で禁止されている行為には該当しません。

②×

公選法178条2号により、当選又は落選に関し、挨拶をする目的をもって文書図画を頒布したり、掲示したりする行為は禁止されています。

③○

選挙期日後にホームページや電子メールなどインターネット等を利用する方法で「当選御礼」など挨拶を掲載することは差し支えありません（法178条2号）。

>>>>>



## 当選後の挨拶行為



④×

選挙期日後の当選祝賀会は公選法178条5号により禁止されています。また、当選祝賀会の名前ではない集会だとしても、この集会が選挙に関し、当選人に挨拶する目的をもって行われるものであれば、同条に違反します。また、たとえこの類の集会が会費制で行われる場合や選挙期日から一年後に開催される場合であっても、選挙に関し、当選人に挨拶する目的をもって行われるものであれば、同条違反となります。

【公選法178条】



## インターネットの利用

Q

1 インターネット上にホームページを開設し、日頃から国政報告などの政治活動を行っています。

- ① 選挙が近づいてきたので、ホームページ上で当該選挙運動のためのボランティアを募集することはできますか。
- ② 選挙が近づいてきたので、ホームページ上で当該選挙の公示(告示)日に行われる決起大会の開催のお知らせはできますか。また、同大会への参加要請をすることはできますか。
- ③ 選挙が近づいてきたので、ホームページ上に当該選挙で主張する予定の公約を掲載することができますか。
- ④ 選挙運動期間中、公約、候補者への投票依頼、その他選挙運動に関する情報等をホームページ上に掲載することができますか。

A

① ○

選挙運動の準備行為ですから問題ありません。ただし、募集の態様によっては事前運動に該当し公選法129条違反となります。

② ×

事前運動に該当するのでできません。

なお、選挙期間中は、インターネットのホームページ上で遊説日程や個人演説会の会場の案内を掲載することができます。



## インターネットの利用

A

③ ×

公約の掲載は、事前運動に該当するのでできません。ただし、選挙と関わりのない自己の政策などを個人のホームページで掲げることはできます。

④ ○

選挙運動期間中にインターネットのホームページで選挙運動を行うことも問題はありません。ただし、当該ホームページには、電子メールアドレス等の連絡先を表示する必要があります(法142条の3第3項)。

これに対し、選挙運動期間前にインターネットのホームページで選挙運動を行うことは、事前運動の禁止(法129条)に抵触し違法となります。

【公選法129条、142条の3】



## インターネットの利用



- 2 ①選挙運動用ホームページに掲載する文案を企画・立案しましたが、ホームページの作り方が分かりません。報酬を支払って業者にホームページの作成を依頼することはできますか。
- ②選挙運動用ホームページに掲載する文案の企画・立案にかかる時間がないため、選挙運動用ホームページの企画・立案・作成を全て業者に依頼したいのですが、報酬を支払って業者に依頼することはできますか。選挙運動用電子メールに掲載する文案の企画・立案・作成を全て業者に外注する場合はどうでしょうか。



①○

候補者が文案を企画・立案した後、業者が当該文案に基づいてホームページの色・デザイン・レイアウトの作成のみをすることは、当該行為の限りにおいては、当該業者が選挙運動の企画・立案を行ったとまでは言い難く、選挙運動に該当しない場合が多いものと考えられることから、一般的には、当該業者への対価の支払いは買収とはならない場合が多いものと考えられます。

>>>>>



## インターネットの利用



②×

業者が選挙運動用ホームページや選挙運動用電子メールに掲載する文案の企画・立案・作成を全て行うことは、業者が主体的・裁量的に選挙運動の企画・立案を行っており、当該業者は選挙運動の主体であると解されることが多いことから、当該業者への報酬の支払いは買収（法221条）となるおそれが高いものと考えられます。

【公選法221条】



## インターネットの利用



- 3 ①選挙期間中、候補者、政党支部、後援会、後援会幹部個人が電子メールや携帯電話のショートメールで、候補者への投票をお願いするメールを送信することはできますか。
- ②選挙期間中、候補者、政党支部、後援会、後援会幹部個人がFacebook、LINEまたはツイッターのメッセージ機能を利用して、候補者への投票をお願いするメッセージを送信することはできますか。



- ①候補者個人・政党支部は○  
後援会・後援会幹部は×

ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動は、原則として全ての者（ただし、18歳未満の者等を除きます。詳しくは「選挙運動のできない者」をご参照ください）に認められております。これに対し、電子メール（SMTP方式）及び携帯電話のショートメールなど、電子メールを利用する方法による選挙運動は、候補者・政党等に限り認められております（法142条の4第1項）。政党本部のみならず、政党支部も、電子メールを利用する方法による選挙運動をすることができます。

>>>>>



## インターネットの利用



なお、選挙運動用電子メールの送信先は、無制限ではなく、選挙運動用電子メール送信者に対して電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、①選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者、または、②政治活動用電子メール（普段から発行しているメールマガジン等）の継続的な受信者であって、選挙運動用メールを送信しないよう求める通知をしなかった者に限定されます（法142条の4第2項）。

また、選挙運動用電子メールには、

- i 選挙運動用電子メールである旨
- ii 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称
- iii 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨
- iv 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

を表示しなければならず（法142条の4第7項）、これに反した場合には罰則があります（法243条）。



Facebook、LINE、ツイッターのメッセージ機能については、通信方式が電子メール（SMTP方式）及び携帯電話のショートメールのいずれとも異なるので、ウェブサイト等を利用する方法に該当します。したがって、Facebook、LINEまたはツイッターのメッセージ機能を利用して、候補者への投票をお願いするメッセージを送信することは、前述のとおり原則として全ての者に認められております（ただし、18歳未満の者等を除く）。また、メッセージの送信先についても制限はありません。



## インターネットの利用

- Q** 4 ①投票日当日に選挙運動用ホームページを更新したり、選挙運動用電子メールを送信したりすることはできますか。
- ②投票日当日に選挙運動用ホームページを削除せずにそのまま残しておくことはできますか。



①×

投票日においては選挙運動用文書図画の頒布は禁止されております(法129条)。したがって、選挙運動用ホームページを更新したり、選挙運動用電子メールを送信したりすることはできません。

②○

選挙運動期間中のホームページは、投票日当日においても削除することなくそのまま残しておくことができます(法142条の3第2項)。

>>>>>



## インターネットの利用

ネット選挙運動「何ができて、何ができないの？」  
選挙期間中、ネットを使った様々な選挙運動ができます。もちろん選挙運動ですから、これまでの選挙と同じ規制はあります。

分類		政党等/候補者	有権者/団体等
ウェブ サイト	ホームページ	○	○
	フェイスブック ツイッター (SNS)	○	○
電子メール		○	×
ネット広告		○ ※政党等	×
		×	×
		※候補者	

### 第3 日常の政治活動

～公職選挙法における寄附について～

Q & A

#### 結婚披露宴等に招待されたとき

**Q** 1 政治家自民太郎は、選挙区内に住むA氏の結婚披露宴に祝電を打って欲しいと頼まれました。祝電やレタックスを打つことはできますか。また、政党支部や後援会の場合はどうですか。

**A** ○  
政治家は、その選挙区内にある者に対して寄附することを原則禁じられています（法199条の2第1項本文）。「寄附」とは、「金銭、物品その他の**財産上の利益**の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう」とされています（法179条2項）。

しかしながら、祝電やレタックスは、一般的には財産上の利益の供与に該当せず、上記の「寄附」に該当しないものと解されています。ただし、祝電がぬいぐるみや押し花等を伴ったものである場合には「寄附」にあたるおそれもあります。

したがって、そのような祝電でない場合であれば、自民太郎は、A氏の結婚披露宴に祝電やレタックスを打つことができます。また、政党支部や後援会の場合も、上記同様、結婚披露宴に祝電やレタックスを打つことができます。

【公選法199条の2】

Q & A

#### 結婚披露宴等へのご祝儀 -政治家自民太郎が出席する場合

**Q** 1 政治家自民太郎は、選挙区内に住むA氏（ただし、親族ではない）の結婚披露宴に出席した際にご祝儀を渡すことができますか。そのご祝儀が、選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超える場合はどうですか。ご祝儀ではなく品物を贈ることはできますか。

**A** △  
政治家は、その選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附することを原則として罰則により禁じられています（法199条の2第1項本文）。「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう」とされています（法179条2項）。したがって、結婚披露宴のご祝儀は寄附にあたります。しかしながら、**政治家が自ら出席し、その場においてご祝儀を渡す場合には、罰則の適用がありません（法249条の2第3項各号）**。ただし、そのご祝儀が選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超える場合には、原則どおり、罰則の適用を受けることになります。「祝儀」にはお金のほかに品物も含まれます。

>>>>>



したがって、本問の場合、自民太郎が選挙区内に住むA氏の結婚披露宴に出席し、かつ、その場においてご祝儀を渡した場合には、罰則の適用は受けません。品物を渡す場合も同様です。

しかしながら、そのご祝儀が選挙に関してなされた場合や、社会通念に照らして過分な場合には、自民太郎がA氏の結婚披露宴に自ら出席した場合といえども、罰則の適用を受けることとなります。

【公選法179条、199条の2、249条の2】



**Q 1** 政治家自民太郎は、選挙区内に住む実妹のB子の結婚披露宴に出席するにあたり、ご祝儀を渡したいと考えています。

- ①ご祝儀を渡すことはできますか。
- ②結婚披露宴以外の場所でご祝儀を渡すことができますか。
- ③親類のC子にご祝儀を渡す場合はどうですか。



- ①○
- ②○
- ③次ページ参照

政治家は、その選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附することを原則として禁じられています（法199条の2）が、**親族に対する寄附については例外として許されます（法199条の2第1項但書）**。ここでいう「親族」とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族です。

**【①の場合】**

自民太郎は、結婚披露宴への出席の有無を問わず、B子に対して、ご祝儀を渡すことができます。

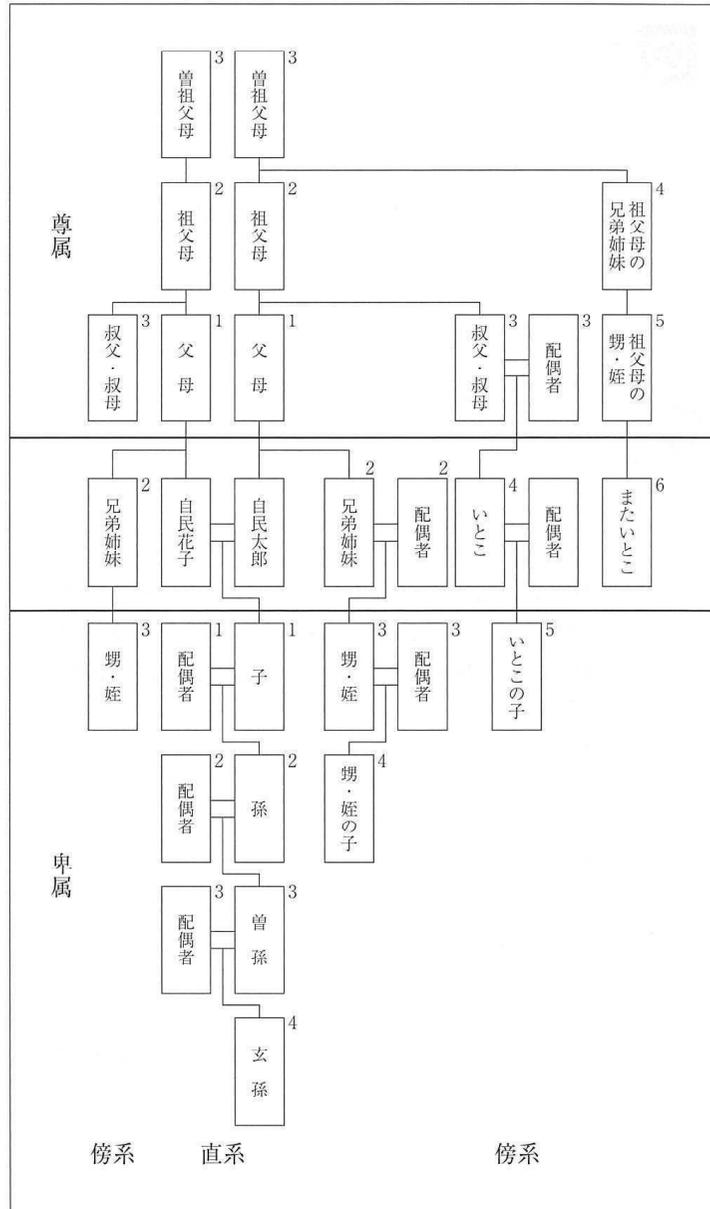
**【②の場合】**

自民太郎は、結婚披露宴以外の場所でもB子にご祝儀を渡すことができます。

**【③場合】**

いわゆる親類の中には法律でいうところの「親族」でない者も含まれますので、次の家系図を参考にしてください。





**Q 1** 政治家自民太郎は、選挙区内に住むA氏(ただし、親族ではない)の結婚披露宴に出席することができませんが、ご祝儀を渡したいと考えています。

①妻や秘書を代理で出席させご祝儀を渡すことができますか。

②結婚披露宴の前または後で本人が持参して渡すことができますか。

**A** ①× ②×

政治家は、その選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附することを原則として罰則により禁じられております(法199条の2第1項本文)。しかしながら、**政治家が自ら出席し、その場においてご祝儀を渡す場合には、罰則の適用がありません(法249条の2第3項各号)**。

【①の場合】  
政治家が自ら出席しない以上ご祝儀を渡すことはできません。

【②の場合】  
結婚披露宴の場所でない以上ご祝儀を渡すことはできません。

【公選法199条の2、249条の2】



Q

2 政治家自民太郎の秘書乙野次郎は、乙野の知人で自民太郎の選挙区内に住むA氏(ただし、親族ではない)の結婚披露宴に招待されました。乙野が「自民太郎秘書 乙野次郎」という名義で、ご祝儀を渡すことはできますか。

A

○

政治家以外の者は、たとえ秘書であっても、その政治家の選挙区内にある者の結婚披露宴にご祝儀を渡すことは自由です。

本問のA氏は知人である乙野を招待したのであって、乙野は自民太郎の代理として出席するわけではありませんから、たとえ「自民太郎秘書」と書いたとしても、それは単なる肩書きですから乙野がご祝儀を渡すことになんら制約はありません。

ただし、「公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内におる者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもってするを問わず、これをしてはならない」とされています(法199条の2第2項)。不用意に肩書きを用いると自民太郎名義による寄附と誤解されることもありますので注意しましょう。

【公選法199条の2】



Q

1 政治家自民太郎は、選挙区内に住むA氏(ただし、親族ではない)の結婚披露宴に出席するにあたり、それが会費制パーティーであったため、会費を支払いたいと考えていますが、会費を支払うことはできますか。また、結婚披露宴の前に会費を支払いましたが、当日急用で欠席しました。「寄附」にあたりますか。

A

○

政治家は、その選挙区内にある者に対して寄附することを原則禁じられています(法199条の2第1項本文)。「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その債務の履行としてなされるもの以外のものをいう」とされています(法179条2項)。

したがって、会費制パーティーにおける会費は、それが会費である限り、会費の支払いは飲食サービス等の役務の提供に対する対価に過ぎず、財産上の利益には該当せず、寄附には該当しません。

>>>>>



## 結婚披露宴等のご祝儀 - 会費制パーティーの場合

したがって、本問の場合、会費である限り、自民太郎は会費を支払うことができます。前もって会費を支払っていたのに、真実急用で欠席した場合にも、「会費」が翻って「寄附」になることにはならないでしょう。ただ、結婚披露宴に欠席したのにもかかわらず、後日会費を支払うことは脱法行為とみられるおそれが高いと考えられます。

名目上は「会費」とされていても、金額やその集め方いかんによっては実質的に寄附と認められる場合もあり、このような場合には、支払うことは許されません。

【公選法199条の2】



## 結婚披露宴等のご祝儀 - 後援会の場合



1 政治家自民太郎の後援会は、選挙区内に住むA氏(ただし、親族ではない)の結婚披露宴に対し、ご祝儀を渡したいと考えていますが、ご祝儀を渡すことはできますか。



×

後援団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってしても、原則として寄附をしてはならないと定められています。たとえ後援会の規約に「会員の親睦」があるとしても、「祝儀」を出すことは禁止されています(法199条の5第1項)。

したがって、本問の場合、自民太郎の後援会にご祝儀を渡すことはできません。

【公選法199条の5】

## Q & A 二次会ビンゴゲームへの景品提供

**Q** 1 政治家自民太郎は、選挙区内に住むA氏(ただし、親族ではない)の結婚披露宴の二次会のビンゴゲームに景品を提供して欲しいという依頼を受けました。景品を提供することはできますか。後援会が提供することはできますか。

**A** ×  
政治家は、その選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附することを原則禁じられています(法199条の2第1項本文)。後援会の寄附も同様に原則禁止されています(法199条の5)。  
そして、二次会のビンゴゲームへの景品提供は、かかる寄附にあたるものと解されます。  
したがって、本問の場合、自民太郎は、A氏の二次会のビンゴゲームに対して景品を提供することは許されません。後援会も同様に許されません。

【公選法199条の2、199条の5】

## Q & A 葬儀等に参列するとき

**Q** 1 政治家自民太郎は、選挙区内に住むA氏の葬儀に弔電を打って欲しいと頼まれました。弔電を打っても良いですか。また、政党支部や後援会の場合はどうですか。

**A** ○  
政治家は、その選挙区内にある者に対して寄附することを原則禁じられています(法199条の2第1項本文)。「寄附」とは、「金銭、物品その他の**財産上の利益**の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう」とされています(法179条2項)。弔電は、一般的には**財産上の利益**の供与に該当せず、上記の「寄附」に該当しないものと解されています。ただし、弔電が押し花等を伴ったものである場合には「寄附」にあたるおそれもあります。したがって、そのような弔電でない場合であれば、自民太郎が、選挙区内にある者に対して弔電を打つことに制約はありません。

また、政党支部や後援会の場合も、上記同様、弔電を打つことができます。

【公選法199条の2、199条の3、199条の5】



1 政治家自民太郎は、選挙区内に住むA氏(ただし、親族ではない)の通夜、葬式または告別式(以下、「葬式等」)に参列した際に香典を渡すことができますか。その香典が、選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超える場合はどうですか。



政治家は、その選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附することを原則として罰則により禁じられています(法199条の2第1項本文)。「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう」とされています(法179条2項)。したがって、葬式等の香典は寄附にあたります。しかしながら、**政治家が自ら参列し、その場において香典を渡す場合には、罰則の適用がありません(法249条の2第3項)**。

ただし、その香典が選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超える場合には、原則どおり、罰則の適用を受けることになります。なお、「香典」には品物は含みませんので、お線香などを持って行くことはできません。

>>>>>



したがって、本問の場合、自民太郎が選挙区内に住むA氏の葬式等に参列し、かつ、その場において香典を渡した場合には、罰則の適用は受けません。しかしながら、その香典が選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超える場合には、自民太郎がA氏の葬式等に自ら参列した場合といえども、罰則の適用を受けることとなります。

【公選法199条の2、249条の2】



## 葬儀等への香典等 ー親族の場合

- Q** 1 政治家自民太郎は、選挙区内に住んでいる実妹B子の夫が亡くなりました。
- ①香典を渡すことはできますか。
  - ②花輪、生花(供花)を出すことができますか。
  - ③葬式等以外の場所で香典を渡すことができますか。
  - ④49日などの法要にご仏前を渡すことはできますか。



すべて○

政治家は、その選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附することを原則として禁じられています(法199条の2)が、親族に対する寄附については例外として許されます(法199条の2第1項但書)。ここでいう「親族」とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族です(60頁図参照)。

【公選法199条の2】



## 葬儀等への香典等 ー後援会の場合

- Q** 1 政治家自民太郎の後援会は、選挙区内に住むA氏(ただし、親族ではない)の妻の葬儀等に対し、香典を渡したいと考えているができませんか。



×

後援団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってしても、原則として寄附をしてはならないと定められています。たとえ後援会の規約に「会員の親睦」があるとしても、「香典」を出すことは禁止されています(法199条の5第1項但書)。花輪も生花(供花)も禁止されています。したがって、本問の場合、自民太郎の後援会は香典を渡すことはできません。

【公選法199条の5】



1 政治家自民太郎は、選挙区内に住むA氏(ただし、親族ではない)の妻の葬式等に所用により参列することができません。

- ①葬式等に参列しないで香典を遺族に渡せる場合がありますか。
- ②妻や秘書を代理で参列させて香典を渡すことができますか。
- ③香典ではなく、線香、供花、花輪等の品物は渡せますか。



【①の場合】△

政治家は、その選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附することを原則禁じられております(法199条の2)。しかしながら、**政治家が自ら参列し、その場において香典を渡す場合や、葬式等の日までの間に自ら甲問してその場において香典を渡す場合は、罰則の適用がありません(法249条の2第3項各号)**。

したがって、自民太郎が葬式等の日までに自ら甲問して香典を渡す場合には罰則の適用がないことになります。

【②の場合】×

政治家が自ら参列しなければ罰則が適用されます。

>>>>>



【③の場合】×

香典には品物を含まないもので、線香等を渡す行為は罰則をもって禁止されています。

【公選法199条の2、249条の2】



## 葬儀等への香典等 - 秘書の場合

**Q** 1 政治家自民太郎の秘書乙野次郎は、その知人で自民太郎の選挙区内に住むA氏(ただし、親族ではない)の妻の葬式等に参列して、「自民太郎秘書 乙野次郎」名義で、香典を渡すことができますか。

**A**

○  
政治家以外の者は、たとえ秘書であっても、その政治家の選挙区内にある者の葬式等に香典を渡すことは自由です。

乙野は本人として葬式等に参列するのであって、自民太郎の代理として出席するわけではありませんから、たとえ「自民太郎秘書」と書いたとしても、それは単なる肩書きですから乙野が香典を渡すことに何ら制約はありません。

ただし、「公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内におる者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもってするを問わず、これをしてはならない」とされています(法199条の2第2項)。不用意に肩書きを用いると自民太郎名義による寄附と誤解されることもありますので注意しましょう。

【公選法199条の2】



## その他のご祝儀やお見舞い

**Q** 1 次の①～④の中で、政治家自民太郎が、選挙区内に住むA氏(ただし、親族ではない)に対し、直接手渡すことが許されるものはありますか。

- ① 出産祝い
- ② 入学祝い
- ③ 叙勲祝い
- ④ 入院見舞い

**A**

①～④ いずれも×

政治家は、その選挙区内にある者に対して寄附することを原則禁じられています(法199条の2第1項本文)。

例外的に、政治家が結婚披露宴に自ら出席してご祝儀を渡す場合、葬式に自ら出席して香典を渡す場合及び葬式の日(葬式が2回以上行われる場合は、最初に行われる葬式の日)までの間に自ら弔問して香典を渡す場合には、罰則の適用はありません(法249条の2第3項)が、例外はこの3つの場合のみです。

したがって、上記①～④は、たとえ自ら直接手渡したとしても、法律上許されない寄附となりますので注意しましょう。

【公選法199条の2、249条の2第3項】



## 会合への出席を求められたとき

**Q 1** 政治家自民太郎は、会費制の会合へ会費を支払って出席しても良いですか。

**A** ○

政治家は、その選挙区内にある者に対して、寄附することを原則禁じられています（法199条の2第1項本文）。「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう」とされています（法179条2項）。「会費」は「寄附」にはあたらないので、一般的には、自民太郎は、会費を支払って会合に出席することができます。

ただし、名目上は「会費」とされていても、金額やその集め方いかんによっては実質的に寄附と認められる場合もあり、このような場合には、支払うことは許されません。

【公選法199条の2】



## 会合への出席を求められたとき

**Q 2** 政治家自民太郎は、会社の新年会に招待されました。無償で飲み食いをするのは気が重いので、会費として、飲食代相当額を会費名目で支払っても良いですか。

**A** ×

政治家は、その選挙区内にある者に対して、寄附することを原則禁じられています（法199条の2第1項本文）。また、政治家の後援会は、その選挙区内にある者に対して、寄附することを原則禁じられています（法199条の5）。「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう」とされています（法179条2項）。

本問の場合は「会費」にもあらず、「寄附」そのものなので自民太郎は支払うことはできません。

【公選法199条の2、199条の5】



## 見学会や旅行会を開催するとき

Q

1 政治家自民太郎が支部長を務める政党支部が主催して国会や党本部の見学を行うことになりました。政党支部でバスをチャーターしてチャーター代を負担することができますか。自民太郎後援会で主催する場合はどうですか。

A

### 【政党支部】○

政党支部の行う活動が純粋に政治活動用のものであり、当該支部の役職員又は構成員である政治家の氏名を表示し又は氏名が類推されるような方法によるものでなければ、公選法上の規制はありません（法199条の3）。ただし、当該活動が公職の候補者の当選を図る目的であれば、公選法221条1項1号（買収罪）の「財産上の利益の供与」となるおそれがあります。たとえば、選挙を間近に控えている時期などは「当選を図る目的」を推認されるおそれがあるので、十分注意する必要があります。

>>>>



## 見学会や旅行会を開催するとき

A

### 【後援会】△

①（法199条の5第4項に規定されている「一定期間」外において）

後援団体の設立目的により行われる行事・事業に関し、後援団体の会員を送迎するのであれば差し支えありません。ただし、当該活動が公職の候補者の当選を図る目的であれば、公選法221条1項1号（買収罪）の「財産上の利益の供与」となるおそれがあります。

②（法199条の5第4項に規定されている「一定期間」内において）

選挙区内にある者に対して行われる場合は、後援団体に関する寄附等の禁止（法199条の5第1項）違反となります。

【公選法199条の3、199条の5】



## 見学会や旅行会を開催するとき

**Q** 2 前記見学の際、政党支部が見学者に昼食を出すことはできますか。後援会の場合はどうですか。

**A**

### 【政党支部】○

政党支部の行う活動が純粋に政治活動用のものであり、当該支部の役職員又は構成員である政治家の氏名を表示し又は氏名が類推されるような方法によるものでなければ、公選法上の規制はありません（法199条の3）。ただし、当該活動が公職の候補者の当選を図る目的であれば、公選法221条1項1号（買収罪）の「財産上の利益の供与」となるおそれがあります。たとえば、選挙を間近に控えている時期などは「当選を図る目的」を推認されるおそれがあるので、十分注意する必要があります。

>>>>>



## 見学会や旅行会を開催するとき

**A**

### 【後援会】△

①（法199条の5第4項に規定されている「一定期間」外において）

後援団体の設立目的により行われる行事・事業に関し、後援団体の会員に昼食を出すことは差し支えありません。ただし、供応接待にあたるなど社会通念上設立目的により行われる行事・事業に関するものと認められない場合については、公選法199条の5第1項に抵触するおそれがあります。また、当該活動が公職の候補者の当選を図る目的であれば、公選法221条1項1号（買収罪）の「財産上の利益の供与」となるおそれがあります。

②（法199条の5第4項に規定されている「一定期間」内において）

選挙区内にある者に対して行われる場合は、後援団体に関する寄附等の禁止（法199条の5第1項）違反となります。

【公選法199条の3、199条の5】



## 町内会とおつきあいのとき

**Q 1** 政治家自民太郎は、居住しているA町会から町会費の支払いを求められましたが支払っても良いですか。

**A** ○  
政治家は、その選挙区内にある者に対して、寄附することを原則禁じられています（法199条の2）。「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう」とされています（法179条2項）。

町会費は、「会費」ですから「寄附」にはあたらないので自民太郎は町会費を支払うことができます。

【公選法199条の2】



## 町内会とおつきあいのとき

**Q 2** 政治家自民太郎は、A町会から夏祭りをするので賛助金を出して欲しいと頼まれました。出しても良いですか。また、清酒2本は良いですか。

**A** ×  
政治家は、その選挙区内にある者に対して、寄附することを原則禁じられています（法199条の2）。「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう」とされています（法179条2項）。

賛助金は、会費でなく、また、債務の履行として支払われるものではなく、まさに「寄附」そのものですから、自民太郎は賛助金を出すことができません。また、「物品の供与」も「寄附」にあたりますから、たとえ「清酒2本」でも出すことは禁じられています。

【公選法199条の2】



## 町内会とおつきあいのとき

Q 3

A町会は、毎年徴収している町会費のほかに町内運動会の費用に充てるために、町会規約であらかじめ定められている「特別町会費」を町会の会員から各2000円を徴収することに決めました。自民太郎は支払っても良いですか。

A

○

公選法179条2項の「党費、会費」とは、政党その他の団体の構成員が当該団体の財政を維持するため、定款、規約、党則等にあらかじめ定められたところに従って、構成員たる地位に基づいて義務として支出する通常均一な債務及びその履行行為をいうので、本問の「特別町会費」も「会費」にあたり、自民太郎は支払っても構いません。

【公選法199条の2】



## 町内会とおつきあいのとき

Q 4

A町会は、同町出身の柔道選手がオリンピックに出場することが決まったことから、饞別とする目的で、1000円の「特別町会費」を徴収することに決めました。政治家自民太郎は支払っても良いですか。

A

×

本問の「特別町会費」は名目は「会費」ですが、その実態は特別町会費を支払った者から柔道選手に対する共同の饞別の支払いであり、「寄附」にあたることから、自民太郎は支払うことはできません。

【公選法199条の2】



## 町内会とおつきあいのとき

**Q** 5 政治家自民太郎はA町会から町会で主催する「震災復興チャリティーバザー」への物品提供を求められ、以前葬儀の引き出物で貰った毛布を出すことに決めました。出しても良いですか。また、自民太郎後援会が提供することはできますか。

**A** ×  
寄附の趣旨如何にかかわらず、政治家が「寄附」することは禁止されているので、自民太郎が毛布をチャリティーに提供することはできません。また、特定の政治家を支援する後援会が選挙区内に寄附することも禁じられている（法199条の5）ので、自民太郎後援会が毛布を提供することもできません。

【公選法199条の2、199条の5】



## 町内会とおつきあいのとき

**Q** 6 A町会で主催するゲートボール大会に政治家自民太郎が賞品やカップを提供することはできますか。

**A** ×  
賞品やカップは財産上の利益の提供にあたりますから提供することは寄附に該当し、できません。

【公選法199条の2】



# Rule Book

## 政治活動 Q&A

自由民主党

---

初 版 平成17年8月  
第2版 平成19年6月  
3訂版 平成28年3月  
4訂版 令和元年6月

発 行 自由民主党広報本部  
監 修 自由民主党コンプライアンス室

---

## 次期参院選に向けた後援会（政治）活動 並びに選挙運動に関する質疑応答について

来年夏の参院選に向けて、「後援会（政治）活動」を本格的に進める時期を迎えております。

「後援会（政治）活動」や「選挙運動」に関して、土地改良政治連盟など各所から具体的な進め方等について問い合わせが多く寄せられております。お問い合わせいただいた主な事項について、質疑応答を作成いたしました。

参考にして頂き、効果的な「後援会（政治）活動」や「選挙運動」に役立てていただければ幸いです。

令和4年1月 更新中

全国土地改良政治連盟 事務局  
進藤金日子後援会 事務局

## 目 次

### 1. 用語の説明

[1] 「選挙運動」と「政治（後援会）活動」の違いは？

[2] 「選挙運動」とは

[3] 「政治（後援会）活動」とは

### 2. 主な質問と回答

#### [1] 政治（後援会）活動

問① 「政治（後援会）活動」等のスケジュールを教えてください。

問② 「政治（後援会）活動」の具体的な例を教えてください。

問③ 後援会設立の手続きを教えてください。

問④ 後援会入会募集活動に当たっての説明のポイントを教えてください。

問⑤ 後援会入会募集活動の戸別訪問計画の留意点は何ですか。

問⑥ 土地改良推進大会などにおいて、候補者の推薦の方法は。

問⑦ 室内用ポスターの貼り方は。

問⑧ 政治活動看板（後援会連絡所）の設置手続きについて教えてください。

問⑨ 土地改良区などでの政治（後援会）活動で注意する点はありますか。

問⑩ 本部から地方後援会などへの資金援助はありますか。

#### [2] 選挙運動

問① 公示後、投票依頼を行う方法を教えてください。

問② 投票所において、個人名を多く書いていただく工夫はありませんか。

問③ 個人演説会、街頭演説会の開催についての注意点を教えてください。

問④ 個人演説会、街頭演説会の開催案内の仕方を示されたい。

問⑤ 街頭演説会場において、各種グッズを使用することは可能ですか。

問⑥ 選挙運動用ハガキのあて先などの書き方で注意することはありますか。

問⑦ 法定選挙運動費用の収支報告うち、出納責任者又は出納代行者の主な支払い項目と支払いの制約条件を教えてください。

#### [3] その他

問① 政治（後援会）活動の期間及び選挙運動期間を通じて、注意しなければならない事項は。

問② 参議院選挙について、その活動の手引き書を教えてください。

問③ 前回の遊説活動及び選挙後に地方から寄せられた質疑や推奨事例を教えてください。

### 3. 公務員の地位利用（ご参考）

### 4. 追補（広報活動関係）

## 1. 用語の説明

### [1] 「選挙運動」と「政治（後援会）活動」の違いは？

政治上の目的をもって行われる一切の活動が「政治（後援会）活動」と言われています。ですから、広い意味では「選挙運動」も「政治（後援会）活動」の一部なのですが、公職選挙法では「選挙運動」と「政治（後援会）活動」を理論的に明確に区別しており、それらを定義付けすると次のように解釈できます。

### [2] 「選挙運動」とは

特定の選挙に、特定の候補者の当選を図ることを目的に投票行為を勧めること。具体的には、「①次の（第26回）参議院議員選挙において、②候補者〇〇〇〇氏に、③投票をお願いします」。この3点を「選挙運動」といい、公示前は禁止されています。

### [3] 「政治（後援会）活動」とは

政治上の目的をもって行われる一切の活動から、「選挙運動」にわたる行為を除いたもの。尚、政治（後援会）活動は、選挙期日(公示日)直前から禁止、もしくは制限されます。

※【ご参考】一例として、

- ・政治（個人／二連／政党）活動ポスターの掲示ができない。
- ・政治（後援会）活動用の広報車の使用は選挙期間中制限される。

## 2. 主な質問と回答

### [1] 政治（後援会）活動

問① 「政治（後援会）活動」等のスケジュールを教えてください。

答① およそ下記のスケジュールを考えています。参考にして下さい。

(1)後援会の立上げ	4月～10月
(2)励ます会・セミナー	6月/11月/4月
(3)後援会入会募集開始	9月
(4)後援会名簿1次まとめ	12月頃
(5)後援会名簿2次まとめ	2月頃
(6)選挙運動期間の遊説計画検討	3月～4月頃
(7)後援会名簿の確定	4月頃
(8)選挙運動用ハガキのあて名書き	5月
(9)選挙運動用ハガキを本部後援会に提出	6月
(10)選挙事務所から選挙運動用ハガキを発送	7月頃(公示後着)
(11)オートコール(録音電話)の実施	検討中

問② 「政治（後援会）活動」の具体的な例を教えてください。

答② 公示前は、「政治（後援会）活動」を進めていただきます。主な活動は次の通りです。尚、土地改良区などの役職員の場合は、役職を離れた個人の活動として行うことが求められています。

(1)各県に候補者の後援会を設立

候補者の後援会設立は、個人(候補者)支援を目的とした政治団体であり、候補者の記名投票の選挙制度にはおいて極めて有効です。また、後援会は、土地改良関係と別組織であることが鮮明となり、組織ぐるみの活動と批判する第三者にも理解されやすい。

(2)後援会への入会募集活動

後援会入会の募集は、後援会入会討議資料のリーフレットや名刺等を活用して行います。その後、入会名簿に基づき、候補者の情報を入会者に提供し理解を深める重要な活動です。

(3)候補者の推薦決議と推薦状

土地改良推進大会や政治連盟総会で、候補者の推薦決議を行い、推薦状の作成を行う。

(4)候補者を広く知って戴くための講演会・研修会の開催

候補者の掲げる政策についての講演会を政治連盟・後援会の主催で行う。

(5)室内用ポスターの活用

政治連盟、後援会、会社、自宅での掲示。ただし、県土連、土地改良区の施設内の掲示は、管理者の合意の上で行うこと。

(6)政治活動看板（後援会連絡所）の屋外への設置

選挙運動期間や政治（後援会）活動期間を問わず、通年屋外に設置でき、候補者の知名度を向上させる貴重な看板です。人通りが多く、人目につきやすい場所への設置をお願いします。

(7)励ます会などの開催

地方・中央で候補者の人となりの理解を戴くとともに、活動資金の確保のため「政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティー」として励ます会・セミナーを開催する。

問③ 後援会設立の手続きを教えてください。

答③ 後援会の立ち上げの手続きは、次の通りです。

(1)各都道府県選挙管理委員会に「政治団体設立届」を提出

この時、以下の(2)～(7)が必要となります。設立届の「政治団体の区分」については、「その他の政治団体」とし、「国会議員関係政治団体」とはしないで届けること。（「国会議員関係政治団体」とすると個人献金2千円超を受けた場合、手続きによっては寄付金税控除扱いとなりますが、その手続きは煩雑且つ労を要し不毛のため。）

(2)事務所の住所

- (3)代表者、会計責任者、同職務代行者の3名の選任（他の政治団体等の役職員と兼務が可）
- (4)後援会の規約（本部後援会の規約を参考に）
- (5)後援会の名称（「（候補名）〇〇県後援会」が一般的）
- (6)後援会設立には、総会も大会も不要
- (7)後援会の会計(収支)報告は、1月～12月を単位として毎年各都道府県の選挙管理委員会に行う。
- (8)尚、各都道府県の土地改良政治連盟の規約の中に「（候補名）〇〇県後援会」を規定し、上記(1)～(7)を省略して、後援会活動を行っている県も散見されます。

問④ 後援会入会募集活動に当たっての説明のポイントを教えてください。

答④ 後援会に入会して頂くことは、入会名簿に登録した方へ、候補者の情報を提供し、候補者の人となりを理解して頂き、候補者の今後の活動への支援に繋がることとなる重要なものです。したがって、訪問者は候補者の訴えている資料などを熟知の上、入会勧誘を行うことが必要です。

(1)候補者は、今まで何をやってきた人なのか。

農地や水路の整備、農村の環境整備を通じて、「食の安全・安心、農地・水の保全、美しい農山漁村づくり」を現場、農政局、農水省で担当し、全国の農業農村の事情に通じている方です。また、海外勤務の経験も豊富です。

(2)候補者は、これからどのような政策を実行しようとしているのか。

ア これまで全国の現場でお伺いしてきたご意見、都道府県の土地改良関係者を始め様々な関係者のご意見などを踏まえ、今後の政治活動の方向として、次の「3つの闘い」の実現に挑みます。

- ① 安心安全な「食」の未来を切り拓く
- ② 大切な「農林水産業」の未来を切り拓く
- ③ 強靱で美しい「農山漁村」の未来を切り拓く

イ これらの実現のため、次の「8つの戦略」を掲げ、現場主義を第一に皆様とともに、政策として形にしていくことが重要と考えています。

- ① 農林水産業を支える基盤整備予算を安定確保
- ② 次世代につなぐ農林水産業の成長産業化を実現
- ③ 持続可能な農林水産業と農山漁村づくりを推進
- ④ 農山漁村の現場を支える人材・体制を強化
- ⑤ 豊かで活力ある農山漁村を創生
- ⑥ 災害に強い強靱な地域づくりを加速化
- ⑦ 女性が一層参画できる環境づくりを推進
- ⑧ 農林水産業・農山漁村に対する国民の理解を促進

※農業農村整備事業予算の推移 (計画的に新規採択を行うには当初予算が必要)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
当初	5,772	2,981	2,301	2,187	3,362	3,424	3,588	3,820	4,020	4,348	4,418	4,433	4,445
比率	100.00%	51.60%	39.90%	37.90%	58.20%	59.30%	62.20%	66.20%	69.60%	75.30%	76.54%	76.80%	77.01%
政権	自民党	民主党			自民党								

問⑤ 後援会入会募集活動の戸別訪問計画の留意点は何ですか。

答⑤ 訪問する際の留意点

- (1) 県後援会は地域別の責任者を選任し、目標値を設定するのが一般的。
- (2) 県後援会が中心となり、土地改良区の理事、総代宅を訪問して、後援会入会の勧誘を行う。その際、理事・総代から組合員にも勧誘して頂くように依頼する。(全国の土地改良区4,500、理事定数4.4万人、総代定数9.8万人)
- (3) 県後援会の要請により、県内の事情に精通している国OBを同行し、候補者の人となりや選挙制度の説明を行うことで、訪問先への説得がスムーズとなることが期待される(県・国一体のローラー作戦)。
- (4) 政治(後援会)活動期間中の各戸への訪問は、「政治(後援会)活動」として行うもので問題はない(選挙期間は戸別訪問が禁止となる。)。ただし、公示が近い時期には、事前運動と疑われる心配があります。

問⑥ 土地改良推進大会などにおいて、候補者の推薦の方法は。

答⑥ 土地改良区、土地改良事業団体連合会は、

- (1) 公益的な団体であり、節度と良識を持って政治活動などを行うことが求められています。
- (2) 一方、団体の共同利益の活動として土地改良事業の推進のための政治活動が必要です。
- (3) ただし、公益的な団体としての土地改良区等は、いろいろな政治思想を持った方で構成されているため、組織として組合員の意見を十分配慮した推薦決議を行う必要があります。
- (4) 土地改良区等の理事会、総会等終了後に、参加者の同意のもとに主催者を切り替え(土地改良区等→推進連盟等)で、それぞれ個人の立場で推薦を決定することが一般的となります。

問⑦ 室内用ポスターの貼り方は。

答⑦ 後援会活動の一環として、

- (1)室内用ポスター(サイズ、表記自由)を室内に掲示することは認められています。
- (2)ただし、室内でも道路側に向けて掲示するなど、広く一般大衆に見える場所に掲示することは認められません。
- (3)尚、公示後は屋外に法定の選挙運動用ポスター(要証紙貼付)を掲示することが可能となります。

問⑧ 政治活動看板(後援会連絡所)の設置手続きについて教えてください。

答⑧ 公職選挙法第143条 公職選挙法施行令第110条の5第4項の規定により、総務省に看板の設置する箇所の「住所」と「枚数」を届け出ます。これにより、総務省から設置許可の「証票」が交付され、これを貼付の上設置。尚、更新手続きが3年ごとに必要となります。

- (1)この看板は、選挙運動期間や政治(後援会)活動期間を問わず、通年屋外に設置可能で、候補者の知名度を向上させる貴重な看板です。
- (2)尚、この看板には次の制限が設けられています。
  - ①看板の大きさは、150cm×40cm以内(宮崎後援会の看板仕様は、看板(フィルム)130cm×40cm+足20cm)となっています。
  - ②一事務所ごとに2枚まで設置できます。
  - ③設置できる総数は、全国において、候補者用100枚、後援団体用150枚、合計250枚。また、都道府県別にも上限枚数がそれぞれ設けられています。



問⑨ 土地改良区などでの「政治(後援会)活動」で注意する点はありますか。

答⑨ 土地改良区などでの「政治(後援会)活動」について、各地区で検討の上、次の指針を参考として遺漏のないようにお願いします。

- (1)県土連や土地改良区の役職員は、個人の活動として行うこと。
- (2)県土連や土地改良区施設の使用料は、他と同様に有料とすること。
- (3)室内用ポスターの掲載は、管理者の合意の上で行うこと。

問⑩ 本部から地方後援会などへの資金援助はありますか。

答⑩ 「政治(後援会)活動」に関する経費(本部での作成印刷物以外)については、

- (1)原則として、各県の自己完結にて行うことを希望します。
- (2)しかし、資金不足によって所期の目的を達成することが危惧される場合は、活動の内容によって判断するため、事前に本部に相談して下さい。

## [2]選挙運動

問① 公示後、投票依頼を行う方法を教えてください。

答① 公示後に投票依頼を行う方法は、次の通りとなっています。

(1)電話（肉声＋オートコール）の活用(電話嫌の活用も可)

※下記、問②の(3)(4)を参照

(2)選挙運動用ハガキ（全国 合計 15 万枚以内）の活用

※下記、問②の(5)を参照

(3)選挙運動用ビラ（全国 合計 25 万枚以内）の活用

※下記、問②の(6)を参照

(4)選挙運動用ポスター（全国 合計 7 万枚以内）の活用(屋外に掲示)

(5)街宣活動と街宣車による連呼

(6)政党・候補者からの電子メール送信(例：立候補の挨拶や主張／(個人・街頭)演説会の告知／期日前投票や投票日前日の投票呼びかけ／等)

※ただし、選挙運動用メール送信に同意した者にのみ。

※一般有権者は電子メールによる選挙運動は禁止。

問② 投票所において、個人名を多く書いていただく工夫はありませんか。

答② 参議院議員選挙の比例代表区で候補者が当選するためには、有権者に「候補者名」で投票してもらわなければなりません。これは、自民党内の当選順位は、候補者名での得票の多寡で決まる仕組みとなっているため、十分に説明することが重要です。

(1)因みに衆議院議員選挙の比例区の投票方法は、「政党名」での投票となっているため、有権者にとって区別がつきにくく、また、従来の制度を引きずって党名でよいと思い込んでいる方が大半であることを前提に、わかりやすく説明することが重要です。

(2)政治活動ビラ（名刺型討議資料）や、干社札（名前シール）を投票所に持参し、資料を見て投票用紙に「候補者名〇〇」を書いてもらうことを徹底して下さい。

※アンケート結果：後援会入会者中、候補者名での投票割合は、総代・理事で 42%(前回 29%)。組合員で 22%(前回 20%)。同様に自民党内での投票割合は、総代・理事で 44%(前回 46%)。組合員で 48%(前回 45%)。

(3)選挙運動期間中の電話作戦を徹底する(肉声＋オートコール)。

※アンケート結果：電話での投票依頼はなかった 69%(前回 73%)

(4)後援会入会者に電話で期日前投票を促すとともに、「候補者名〇〇」と書いてもらうよう投票依頼を行う。

(5)選挙運動用ハガキ(15 万枚)の活用（家族を含めた宛名の精査）。

※アンケート結果：改良区の家族の投票そのものが、改良区総代(役員)組合員に対し、17%(前回 15%)に止まっている。

(6)選挙運動用ビラ(25万枚)の活用(個人演説会を多く開催して頒布)。

- ①街頭演説会場で標旗の下で腕章をつけた運動員が頒布—「可」
- ②選挙事務所内や個人演説会場内での頒布—「可」
- ③新聞折込による頒布—「可」
- ④戸別訪問(禁止)による頒布—「不可」
- ⑤郵送による頒布—「不可」

(7)最も効果的な方法は、皆さんの知人、友人、家族、親戚、仕事上の関係者等に候補者への投票を直接電話で呼びかけること。

問③ 個人演説会、街頭演説会の開催についての注意点を教えてください。

答③ 個人演説会、街頭演説会については次の通りです。

(1)個人演説会

- ・ 個人演説会は、閉ざされた空間で、特定の人を対象に行う演説会です。
- ・ 政治(後援会)活動期間、選挙運動期間にかかわらず開催することができます。ただし、特定の候補者への投票を依頼する行為は、選挙運動期間中のみ許されており、政治(後援会)活動期間の投票依頼は禁止です。
- ・ 選挙運動期間中には候補者の代わりにビデオレターなどを活用し、小規模(数人程度)でもOKであり、開催箇所数の制限もありませんので、多数のところでも、毎日でも個人演説会を開催して下さい。個人演説会終了後は期日前投票に行くように促して下さい。
- ・ 尚、開催にあたっては事前に主催者となる東京の選挙事務所にご連絡下さい。
- ・ また、公営施設(公民館など)を使用する時のみ、開催日2日前まで市町村選管に申し出て下さい。(従って公示日後2日間は無開催不可)(公選法第163条)
- ・ 選挙運動期間中は会場内で選挙運動用ビラを頒布することができます(この時、標旗や腕章は必要ありません)。

(2)街頭演説会

- ・ 選挙運動期間中に行う街頭演説会は、必ず標旗を立てて、運動員は腕章を付け(マイクは一比例候補者当たり2台まで等の制限あり)、投票依頼の呼びかけと選挙運動用ビラを頒布することができます。

問④ 個人演説会、街頭演説会の開催案内の仕方を示されたい。

答④ 選挙運動期間中、個人演説会や街頭演説会の開催案内を電話で行うことは自由ですが、メール、郵便物、FAXによる告知はできません(ただし、選挙運動期間中のメールについては政党<支部>・候補者<選挙事務所>が行うものは可)。個人演説会などの開催告知案内に「後援会内部事務連絡」と表記しても、広く多くの皆さんに配達されかねないのでやめて下さい。

※尚、政治(後援会)活動として公示前に実施する候補者の各種集会や街頭活動等に関する告知を文書にて行う場合は、選挙運動にあたる文

言（参院選／候補者名／投票依頼等）がなければ問題ありません。  
ただし、参院選の公示が近くなり、選挙運動期間中の個人演説会や街頭演説会等の告知が入るものは、選挙運動期間中と同様にメールや郵便物、FAXによる告知はできません。

問⑤ 街頭演説会場において、各種グッズを使用することは可能ですか。

答⑤ 街頭演説会場では、

- (1)のぼり（候補者の氏名入り）－「不可」
- (2)のぼり（闘う土地改良）－原則として「不可」
- (3)のぼり（土地改良は日本の命綱）－原則として「不可」
- (4)ブルゾン（候補者名入り）－「不可」
- (5)鉢巻き－「可」

※ただし、個人演説会の会場内においてこれらのグッズを使用することは問題ありません。

問⑥ 選挙運動用ハガキのあて先などの書き方で、注意することがありますか。

答⑥ 次の注意点を参考にして、あて名書きをお願いする際、候補者名での投票を促すようにして下さい。

- (1)あて名はタックシールでも OK ですが、手書きが望まれます。また、家族などの連名としても OK です（ただし、御一同様は不可）。

※選挙運動用ハガキのあて名書き面の左上部には選挙用の押印がされますので、その部分にかからないようご注意ください。

- (2)推薦人欄には、あて先の方から見て、親しみのある方を記入して下さい。

- (3)メッセージ欄には、例えば(シールを貼ることも可)

- ・ 「（候補者名）〇〇を応援しています。比例代表の投票用紙にはぜひ（候補者名）〇〇とお書き下さい」
- ・ 「このハガキを投票所に持参し、（候補者名）〇〇へ投票して下さい」
- ・ 「知人、友人、家族、親戚、仕事上の関係者の一人でも多くの方々に「(候補者名)〇〇」での投票を促しましょう。」

問⑦ 法定選挙運動費用の収支報告うち、出納責任者又は出納代行者の主な支払い項目と支払いの制約条件を教えてください。

答⑦ 出納責任者または出納代行者の主な支払い項目と支払いの制約条件は別添(省略)の通りであり、参考として下さい。尚、人件費のうち、選挙運動従事者、選挙運動労務者について、地方政治団体の日頃の業務内容の範囲と考えられるものは、収支報告事務の合理化の点から、原則として法定選挙運動費用の収支報告に計上しないこととします。

- (1)選挙運動従事者（選挙事務員・ウグイス嬢を除く）

運賃、宿泊費、弁当代、茶菓料（報酬は支給できず）の実費の支払いがあった場合、収支報告に計上すること。

(2) 地方の選挙事務員

選挙運動のために使用する「選挙事務員」は、総括主宰者、出納責任者等のような選挙運動の要所に参画するような者以外の庶務、経理などを担当する者をいい、報酬などを支払うことができますが、地方の政治団体においては、選挙運動期間の業務が日頃の業務範囲と考えられるため、収支報告に計上しないこと。

(3) ウグイス嬢

車上運動員であるウグイス嬢に報酬などの支払いがあった場合、収支報告に計上する。尚、選挙期間中、使用人数の総量規制があり、中央選管に事前に届け出る事となっています。

(4) 選挙運動労務者

ハガキ宛名書き(期日前でも可)、ポスター貼り、運転手など、投票依頼をしない者に対し、報酬及び運賃、宿泊費(弁当代、茶菓料は支給できず)の実費の支払いがあった場合、収支報告に計上すること。

※ただし、ポスター貼りの労務者に対して、地方の政治団体から報酬の支払いを行うこととしており、支払いがあった場合、収支報告には、収入に、「支払額を地方の政治団体から寄付」、支出に、「支払額」をそれぞれ計上すること。

(5) 尚、選挙運動労務者の担当する業務を、もともと無報酬の「選挙運動従事者(選挙事務員を除く)」が行った場合は、収支報告に計上できません。

### [3]その他

問① 政治（後援会）活動の期間及び選挙運動期間を通じて注意しなければならない事項は。

答① 各期間を通じて、次に掲げる供応と買収は、固く禁じられています。

- (1)有権者に現金、酒や食事を提供すること。
- (2)有権者を温泉旅行や映画、観劇に招待すること。
- (3)候補者の演説を聴いてもらうため有権者をバスやタクシーで会場まで送ること。
- (4)有権者に対し、投票所に行くための交通費を支払うこと、有権者をバスやタクシーで投票所まで送迎すること。
- (5)車上運動員（いわゆるうぐいす嬢）に対して法律に定める額を超えて報酬を支払うこと。
- (6)選挙運動員に対して報酬や実費弁償の額を超えて支払うこと。
- (7)電話嬢（電話による投票依頼を行う者）に対し日当を支払うこと。これは、ボランティアです。
- (8)選挙運動労務者に対して報酬や実費弁償の額を超えて支払うこと、及び食事を提供すること。

問② 参議院選挙について、その活動の手引き書を教えてください。

答② 手引き書は、様々な出版物がありますが、主なものとして次を参考として下さい。尚、公職選挙法が改正になり、変更中のものがあるので、注意を要します。

- ・ 「参議院選挙実戦の手引」自由民主党選挙対策本部編
- ・ 「参議院選挙の手引」選挙制度研究会編
- ・ 「政治資金規正法要覧」政治資金制度研究会監修

問③ 前回の選挙運動(遊説活動)及び選挙運動後に地方から寄せられた質疑や推奨事例を教えてください。

答③ 下記参照

- (1)選挙運動用ポスターを選挙区候補の掲示板に隣接して貼ってよいか。  
☞ 構わない。
- (2)選挙運動用ポスターの撤去について  
☞ 投票日の翌日から速やかに撤去。
- (3)現在、室内に貼っている室内用ポスターの取り扱いについて  
☞ 撤去する必要はありません。政治活動看板（後援会連絡所）も同様。

(4)電話での投票依頼について

- ☞ 個人の電話、携帯電話の使用も OK。電話かけの時間制限はありませんが常識的に。ただし、電話嬢への報酬は不可。弁当料は、実費弁償の基準内で可能ですが、領収書の整理が必要です。

(5)後援会活動で使用していたグッズの取扱いについて

- ☞ 選挙期間中はリーフレット・名刺・千社札の配布は一切できません。

(6)街宣活動で音楽の使用について

- ☞ 使用は可能です。

(7)選挙区候補の個人演説会場で比例候補の選挙運動用ビラを配布してよいか。

- ☞ 選挙区候補の同意の下で配布してよい。

(8)選挙運動期間について

- ☞ 公示日から投票日の前日まで（投票日の選挙運動は不可）。

(9)県警や県選管から注意された事例は。

- ☞ ①政治活動看板（後援会連絡所）が家屋から離れた田んぼの中にあ  
り、撤去又は移転されたい。  
②室内用ポスターが倉庫の外壁に貼っているので撤去されたい。  
③選挙運動用ポスターが消防署の詰め所に掲示されているので、速  
やかに撤去するよう指導があった。

(10)街宣活動で ETC を使用してスマートインターを活用したいが。

- ☞ 選挙事務所では、ETC は用意していませんが、街宣車は、ETC 仕様とな  
っています。したがって、スマートインターを利用される場合は、県  
で用意された ETC カードを使用願います。この場合、料金の確認が遅  
くなるなど、事務整理が煩雑となるので、県政治団体での支払いをお  
願いします。

(11)街宣車の高さ、ナンバーはいくつか。

- ☞ 車両上部に看板やスピーカー等を搭載しているため、車高が〇メート  
ル弱となります。したがって、駐車や走行には十分気を付けて下さ  
い。また、ナンバーは東回りは、「〇〇」。西回りは、「〇〇」とな  
っています。

(12)街宣活動時、予備の標旗を使用し次の会場で選挙運動用ビラを頒布したい。

- ☞ 街宣車に、標旗 1+1=2 枚と腕章〇〇(おおよそ 15+5+10=30)枚を積  
みこんでいます。先導車にて次の会場で、予備の標旗と腕章を使用し  
て、選挙運動用ビラを本人が到着前に配布して構いません。加えて、  
街宣車に携行している鉢巻き(おおよそ 250 本ほど)を参加者にしめて  
いただいたところ、会場が選挙モードで盛り上がり、鉢巻きの効果あ  
なとりがたしとの事例報告あり。終了後は鉢巻きの回収を行って下さ  
い。効果的な街宣活動に心がけて下さい。

- (13) 選挙運動用ポスターの掲示に制約は何かあるか。
- ☞ 基本的に居住者や管理者等の承諾を得てポスターを掲示することとなります。国もしくは地方公共団体の所有物や管理物などに貼ることはできません。また、投票所から一定の距離を離す規定はありません。
- (14) 街頭演説の参加者からご不満が寄せられています。
- ☞ 来賓のあいさつ中に候補は参加者に握手をして回ります。時間がなく、途中までしか握手ができずに残念に思うことが多々あります。時間を有効に使って下さい。
- (15) 候補者(奥さん)が街宣活動中、参加者と握手をして回る際に、候補者等のそばで案内(地元の方が望まれる)をしていただく方がおられると順調に握手が行えるとの事例有。
- (16) 街宣活動時には、土地改良関係者や国・県などのOBにも最寄りの会場に足を運んで戴くように案内を電話などで行ってよいか。
- ☞ 電話で行うことは可能ですので、どんどん行いましょう。ただし、郵便物やFAX、メールでは行わないで下さい。
- (17) 街宣活動の進行時間の管理がルーズになると、次の会場に非常に迷惑となり、致命傷となりかねません。関係者の皆さんには、この点に気配りを行っていただき、万全を期すようお願いいたします。
- (18) 街宣活動中に、室内で行う個人演説会が開催された場合は、街宣車が遊びになりますので、主要地域に連呼活動に使用する計画も有効となります。
- (19) 選挙運動用ハガキを総務省指定の〇〇郵便局から発送しました。その一部が「あて所に尋ねあたらず」として1.1%(前回0.6%)が戻ってきています。返却数の多い県には、郵送で返送しています。そのフォローを行って下さい。
- (20) 選挙運動用ポスターの落下や、心当たりがないのに貼ってあるなどの苦情が数件寄せられています。
- (21) 投票がお済の方から次の情報が本部に伝わってきています。
- ☞ 「言われたように応援し、自民党と書いて投票してきたよ」と。電話作戦では、ぜひ「比例候補の候補者名」又は「苗字/名」だけでも結構ですので、有権者に「候補者名〇〇」と書いていただくよう、アナウンスを強くお願いします。
- (22) 街頭演説は、8時から20時までとなっています。拡声器の使用と選挙運動用ビラ頒布はできませんが、握手活動には時間の制限がありません。
- (23) 選挙後の当選に関する挨拶行為の制限はあるか。
- ☞ 公選法178条によって次の行為をすることはできません。  
この制限は無期限となっています。
    - ・ 有権者に対して、戸別訪問をすること。
    - ・ 文書図画の頒布や掲示すること。
    - ・ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
    - ・ 当選したお礼として、候補者の氏名、政党・政治団体の名称を言い歩くこと。

- ・ 県土連などの機関誌に、選挙に関しお礼の挨拶文は一切掲載できませんので注意して下さい。
- ☞ 尚、次のことは差支えありません。
  - ・ 自筆による親書(不特定多数人に宛てた文書は禁止されます)
  - ・ 当選した候補者からの当選の祝辞など答礼のための親書
  - ・ インターネット等を利用する方法による挨拶行為(自身のウェブサイト等において当選に関する挨拶を記載すること等)

### 3. 公務員の地位利用 (ご参考)

[1]現職の公務員から、「後援会入会のお誘いがあるが、入会して大丈夫か？」などの質問があります。公務員の役職を離れて個人としての活動であれば何ら問題になりません。

[2]ただし、下記の事項については注意が必要です。

- ①公務員等は、その地位を利用して選挙運動をすることができない(法136の2-1)。
  - ・ 公務員等とは、国、地方公共団体の公務員、特定独立行政法人の役職員、機構の役職員。
  - ・ 「その地位を利用して」とは、その地位にあるがため、特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用すること。
- ②職務権限を有する地位を利用して、地方公共団体、外郭団体、請負業者、関係団体、関係者等に対し、その権限に基づく影響力を利用すること。
- ③公務員等の内部において、職務上の指揮命令権、人事権、予算権等に基づく影響力を利用して、部下又は職務上の関係のある者に投票を勧誘すること。
- ④公務員等の地位利用による選挙運動類似行為の禁止(法136の2-2)
  - ・ 公務員等は、例えば、業務上の関係ある団体に対し特定の候補者の推薦決議をするように干渉すること。
  - ・ 公務員等は、例えば、職務上の組織を利用して、どの地区で何票獲得することなどの割り当てを決めること。
  - ・ 公務員等は、例えば、外郭団体に特定の候補者の後援会に参加することを要請すること。

## 4. 追補（広報活動関係）

### [1] SMS 活用について

- ① ショートメールもメールと見なされるのか  
→ 公選法でいう電子メールに該当します。
- ② 発信者名として「進藤金日子後援会」の名は使用できるのか  
→ 法第142条の4の規定により、選挙においては、候補者本人と候補者届出政党以外は選挙運動メールが使用できません。  
したがって後援会名としては使用はできないこととなります。（もちろん公示前は大丈夫です）
- ③ 選挙運動期間も実施して問題ないか  
→ あくまでも候補者本人、自民党支部名であれば公示日から投票日前日まで可能です。
- ④ できるだけショートフレーズにしたいが、使ってはいけないフレーズ等はあるか  
→ 特になし。ただし、送信者の表示義務は必要です。  
また、電子メールが送信できる相手方は定期的なメールマガジンの継続的受信者や選挙運動用メールの送信を承諾した者などに限られるため、誰に対しても送信して良いのではなく、少しハードルが高い規定となっているので要注意です。（法第142の4②）。

なお、LINE、フェイスブック、ツイッターなどは電子メールではなくウェブサイト  
に該当するため、電子メールのような規制はなく、誰に対して（誰からでも）も送信  
可能です。

### [2] 新聞への折り込みチラシについて

（表）進藤金日子の3つの約束、6つの全力（発行人名は〇〇県土地改良政治連盟とし、  
電話番号を併記）（裏）〇〇県の基盤整備の状況と推進の必要性（意見広告とし、  
進藤金日子の名前は入れない）といった新聞への折り込みチラシを考えていますが、

- ① チラシの記載内容で注意することはあるか  
→ 発行人は、〇〇県土地改良政治連盟ニュース、または後援会ニュースとして下さい。
- ② 選挙公示の前日まで実施してよいか  
→ 政党機関誌＝自由民主号外は全く問題ありませんが、政治団体、後援会ニュース  
などは、公示前、いきなり直前に発行始めると、事前運動にみなされる場合があります。  
要は、年に2回でもいいので、定期的に発行していて、たまたま7月に発行なら  
問題ないといえます。

③ 後援会の名義で発行することに問題はあるか

→ 上記の通りで、後援会ニュースにすれば問題ありません。

ただし、公示前はいくらぐれも選挙にわたる表現がないよう、お気をつけください。

### [3]リーフレット（A4 三つ折り）の投げ込み・ポスティングについて

① NN 事業実施地区や農村集落などを巡回して、郵便受けに投げ込みたいが可能か  
→ 大丈夫です。

② ①は、選挙公示の前日まで行ってよいのか

→ 地域の選管、警察の判断はまちまちですが、問題ないのは公示3か月前くらいまでです。なので、5月中くらいまでなら許されると思います。

6月以降に行おうとする場合は、地域の選管に確認してください。